

午前九時〇〇分開

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

3番、谷口議員の質問を許します。3番、谷口議員。

○3番（谷口昇君） 3番、谷口昇です。

議長のご許可をいただきましたので、通告に従いまして、次の質問をします。

1番、「風力発電が来るぞ！低周波はこわい！配慮書見たか、内容を問う」。

①番、3月27日より4月25日まで、役場の1階の副町長室の前の廊下で、配慮書の縦覧を見たが、さっぱりわからん。3日間見たが、内容は難しい。町長さんも見ましたか。町民は、誰も見に行った人は見なかった。

しかし、これは法的に全町民にその機会を与えたことで、一つのアリバイです。業者は、そんなことどうでもよい。それに基づいて方法書をつくり、住民説明会へ持っていくつもりです。それから、アセスメントへと、内容は難しく高齢者にはわからん。字も仮名を打ってくれない。これは、わからないほうがよい。スムーズに進めるからだ。これが風力業者の実態であります。

町民の何人か行ったのか。さて、もう一度、わかりやすい文章で書けと言ってください。業者は、それまで待つのが当然です。もしよかったら、わかりやすい文章を書きかえて送ってもらってください。

②私のわかったのは、約2km沖の風車ということですが、低周波について何も出ていない。風力屋は、それが一番大事である。そもそも人間の耳は、20サイクルから約2万サイクルしか聞こえない。それ以下は低周波で、それ以上は高周波です。両者ともスーという音が入らない。理科や技術でも、それを習っている。その実験は、紙1枚あれば、それを吹くとプーと音が出る。それは20サイクル以上です。子どもころ、ガラス板へくぎをこすりつけるとキーキーと音がして、皆は耳を詰めて逃げることでした。音が聞こえぬ低周波で気持ちが悪くなる。

せんだって、先日、ある農家の老人に聞いたが、風車が来たのでイノシシがやって来ぬとのことだ。しかし、あの力の強いイノシシでも逃げるのは、低周波で気持ちが悪くなるのだと言うと納得してくれた。

③次に、陸地における自然、文化、産業についても説明が不十分である。あの程度なら、誰でも知っている植物では、大松林と生物。図書館で調べた程度である。もっと調査が足りない。

次に、歴史、文化財等も調査が少ない。観光にも影響がある。特に美しい煙樹ヶ浜は、

海岸も変わる。漁業とは、魚だけではない。海流も変わる。シラスは何種類もある。カタクチイワシが一番である。

地引き網は、煙樹ヶ浜だけでも何十組の網元があった。いり屋も何十軒もあった。海流が変わる。それは、調査会社は歩いて調査せんなん。それも不可能であろう。あの文章は、IT機を使えば、一日でもできる内容である。再調査をしてくれ。

④海上のことは、いいかげんにも至らない。風力、波の調査はどうしたか。150基もつくられたら、海流が大きく変わる。魚が一匹もかからないことになる。この海は、海岸も10から20mの大波が来る。津波はもっと大きい。150基もつくられたら、海の銀座と言われる日高港川口から岬の沖まで、風車の下を通るのか。大変危険である。

⑤広さは170万㎡とのことだが、町歩であらわすと170町歩になる。これに150基となると、過密になる。1町1反の広さに風車となる。松洋中の運動場へ260mの高さの風車が建つと狭いぐらいである。そのうちに大地震でも来ると、船も動かんようになる。とても無理である。

人のうわさによると2,000億円とは少ない。全部補償金になってしまうとの話で、不可能である。二、三兆円ぐらい持ってくると可能かもしれない。私は、金があれば賛成だ。誰でもそう思うのである。もう一度詳しい書面をつくれ。何年かかってもよい。現在のところ、住民説明会は無理だろう。

⑥低周波の心配があるなら、小動物などを金網へ入れて実験するのも一方法である。価格は大した金額ではないらしい。陸上の風車の下へでも置かせてもうて、どうなるか見るのも参考になると思います。その上で、もっと沖へせめて5km以上の向こうへやってみてはどうか。ご名答を請う。

⑦なお、縦覧期間が過ぎていきますから、ご町民で縦覧したい方があれば、いつでも役場で見られるようにお願いします。私もまだ読み切っていないので、縦覧させてくださいませ。

以上。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

谷口議員の風力発電についてのご質問です。7項目ございます。

まず、1番目の3月27日より配慮書の縦覧を見たが、内容が難しい。わかりやすい文章に書きかえて送れについてお答えいたします。

平成31年3月27日から4月25日までの縦覧期間において、和歌山県西部洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧者数を発電予定事業者に確認しましたところ、縦覧者総数は31名、うち美浜町で縦覧された方は12名でございました。

また、配慮書については、環境アセスにかかわる各分野の学術的専門用語等も多く、一般の方にはなじみのない文書であります。なるべく平易でわかりやすい表現に心がけたと聞いてございます。今後の縦覧に供する計画書等については、専門的な表現について解

説を付するなど、一般の方にも広く理解できるよう事業者意見しているところがございます。

なお、配慮書につきましては、縦覧期間が終了していることから、書きかえることはできません。

2つ目、人間の耳は、20サイクルから2万サイクルまで聞こえる。20サイクル以下は低周波だについてお答えいたします。

超低周波騒音も、環境影響評価において検討する項目として、配慮書でも調査・予測・評価し、今後の方法書以降の検討されますが、現在の環境影響評価の手続上の調査・予測・評価の手法では、あくまで人間の可聴域が対象となります。可聴域外の超低周波振動については、環境影響評価の対象項目ではありません。

しかし、環境影響評価の枠外であります超低周波振動から受ける影響については、個人差があり、未解明な部分も多いことから、国が示す指針値を超えない場合であっても、健康被害に最大限の配慮をしていただき、その結果と健康被害を解消する対策について明確にするよう、事業者意見しております。

3つ目、陸地における自然、文化、産業について不十分であるについてお答えいたします。

配慮書段階では、既存の文献・資料に基づいた調査・予測作業となっており、ご指摘のような印象をお持ちになる方もおられると思います。議員のご意見に沿い、本町の美しい自然環境や陸域及び海域に生息する種に対しても影響を及ぼさないよう十分な調査を行い、専門家等の助言をいただきながら影響を回避するとともに、自然改変に伴う植生や土壌などへの影響に関しても十分な調査・検討及び評価を行うことや、産業分野においては、その関係者の意向を十分配慮した上で同意を得て、関係者の助言を聞き入れ、十分な調査・検討及び評価を行い、影響を回避するよう、具体的な対策を講じることを事業者意見しております。

4つ目、海上のことはいいかげんだ。風力、波はどうしたか。川口から岬まで海の銀座だについてお答えいたします。

船舶の航行を含め、海上の調査は今後の実施となりますが、その実施に先駆けて、地元漁業関係者や海上保安庁、県公安局等の海洋関連行政機関との協議を行うと聞いてございます。

5つ目、170万㎡は、約170町である。その中へ150基をつくると一町一反に260mの風車である。船も動けんについてお答えいたします。

海上・港湾交通安全は、環境影響評価の要因ではありませんので、環境影響評価の手続とは別の課題として、関連諸官庁の許可・届け出中の中、船舶の航行について対応していただけると聞いております。

当町といたしまして、船舶の航行の安全、地震被害及び津波被害の影響を回避させるよう、施設の配置及び機種等について十分検討し、国が示す指針値及び最新の知見に基づい

た適切な方法により調査・予測を行い、万全の対策を講じるよう事業者意見しているところでございます。

また、住民説明会に関しましては、配慮書の段階では、事業実施区域は想定区域であり、風力発電機の基数や出力など具体化されていなく、説明会等の開催はありませんが、今後、環境影響評価の進捗がすすんでいく段階で、住民説明会が開催されます。発電予定事業者に対しましては、地域住民に十分な説明と意見の聴取を確実に進め、事業者としての説明責任を果たすことを求めています。

6つ目の低周波の心配あるなら、陸上の風車の下へ置いて実験するのも一方法であるについてお答えいたします。

欧州の事例で、商業ベースの大型洋上風力発電として実施をされている着床式洋上風力発電では、水深60m前後が洋上風力発電設備の設置工事が可能な水深の限界とされておりまして、配慮書で示されております事業実施想定区域は、水深60mまでの区域でございます。

議員の御質問で、沖へせめて5km以上向こうへ風力発電機を設置してはどうかについてでございますが、今後の海上調査の結果や船舶の航行に左右されることから、設置場所について限定することは困難であると思われま。

最後の縦覧期間が過ぎても、町民がいつまでも役場で見られるようお願いいたしますについては、法的には、配慮書縦覧期間は1カ月程度との規定であり、法定期間を超えての縦覧はできません。

○議長（谷重幸君） 3番、谷口議員。

○3番（谷口昇君） まさか7番の縦覧期間のこと、後で言おうと思うてんけれども、縦覧できませんと誰に向かって言うてんのなら。そこから入ります。

ろくに調査もせんと、私ら字も見えんのだよ、乱視やし。それで、こんな、数えで言うたらもう米寿よらよ。そがな者に、実に見に行つたってわからんけれども、見に行つたのは、3日間行つた。わかるはずがない。幼稚な文章で書いてあるの。皆さん、見ましたか。1冊抜いておけばいいのにね、なぜそがなもの、抜いておかなんだんよ。係のお方、そこたいまで抜いておたらよかつたのに。

それで、12名いたということは、よっぽど賢い人が多いんやん。私は3日間行つたけどわからん。中学校の低学年の子で夏休みの宿題に出たら、1日でこの程度やつたらまとめますよ。図書館があんのやさかい。そこで、IT機械でも使つてやつたら、夏休みの宿題みたいな程度やし、一晩あつたらやります。そがな腐つた文章をなぜ。

あの風力屋ですよ。風力業者というけれども。まず、そこから説明してほしい。法律、法律と、我々が町長、あなたは大統領ですよ。知事と対等の立場。内閣、安倍と対等の立場。当局と違うんやぞ。ほやさかいに、あなたが主体になってやらな。いつでも解約したろうかと、がたがた抜かしたら、近くだつたら六本木に、遠いさかいに小便も近いしやう行かんけれども、電話賃は高いさかいな。六本木にいつでも乗り込んだるけれども、あそ

こは、私は詳しいんよ、学生時代から。そう思ったので、単なる風力屋ですよ。どこのついで知ったんな。それを数えたってほしい。

それじゃなかったら、法定期間を超えて縦覧できません。何を抜かしてんなどこうなるわけよ。解約したったらいいやないか。そもそもこの名前も、変な名前をつけてあるやろう。パシフィコ・エナジー、それで、その事業の名前もまだわかってないねん。この間、4月1日から新しい法律ができたけれども、その前に、先に出してあんねんで。こんな頼りない会社。誰のついでこんな六本木あたりのおいやんと知り合うた。そもそも何からかということ。まさか与党の政治家から、また県議から言うてきたので、ほいと乗ったんと違うやろうな。もう放ったれ、それやったら。そもそもはどなんかということから聞きたい。

それで、きのうも同じような質問出した人がありますな。誰が見ても、その真面目なお方、誰が見ても幼稚な文章、できるはずなんよ。

そこで、まさか風力発電に、誰ぞに教えてもうた。由良でこの間、選挙で人のまねしてくさって、自転車でひよろひよろと、なのそんなに甘ないわよ。美浜町みたいに温かい町民と違うで。ろくなものないよ。私もおおびきものやけれどもね。それで、今、何ひよろひよろして、あいほやさか百姓うまいさかいにごっそりもうけてんねん。落ちてもこたえへん。その男が尊敬しているよ、こんなところ。この業者は風力屋ですよ、単なる。こんな東京に行ったら幾らでもある。そういうようなものをば、会社のやつ、わからんねら。あほど違うんかいなと、何人来たんない。それとも手紙で来たのかい。そもそのことは、それで教えてほしい。中学生でも書ける文章や、これ。夏休みの宿題にでも出したら、ちょちょっとやら。

特に、私は、植物は知らんのよ。専攻と違うけれども、県へ放り出されて研修に行かされたときに遊んでいて、その手伝いをやったから知ってんねけども。いいかげんなものですよ。本を見て写したとしか言えん。

そういうことで、一からやり直せ。

次に、人間の耳の聞こえるその範囲、ここに書いてくれてあるけれども、低周波の。これ、100万ぐらいやったらあるのよ。それで、録音を撮って。

そうしたら、これ、まだ1回目やからな。録音を撮ってでもやれるわけ。これ、そもそのこと、先に切ろうか。誰のついでで言うてきたんな、これ。風力屋と言うんや、こんなん。そもそも何か教えてやってください。

○議長（谷重幸君） 谷口議員、表現方法は気をつけて質問をお願いいたします。

○3番（谷口昇君） 証明の何ですか。

○議長（谷重幸君） 表現の言葉であつたりとか、そういう言葉遣いに気をつけてお願いいたします。

○3番（谷口昇君） 声が小さいんか。

○議長（谷重幸君） 答弁。住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 谷口議員の質問にお答えします。

そもそもこの業者さんですけれども、美浜町へ来られたのが、2月の下旬に3名で来庁され、その際に初めて洋上風力発電の計画があるということを美浜町にお話しに来ました。そのときに同時に、県、御坊市、それと日高町へも伺ったと聞いております。

以上です。

○3番（谷口昇君） どこの者かわからんけれども、東京の六本木の会社やと、風力屋やと言うて来たんやの。それで、会うたったわけよ。県や事務所やそんなんからは言うてけえへんわの。飛び込んできたわけやね、3人。そがな相手、この忙しいのにようすらら、はいはいと言うたんかい。そこらあたりがおかしいよ。おいやん、きょう、何しに、間に合うたあら。じきにいならよ。何ぞ手土産でも持ってきたか。セールスに来るんだったら、名刺がわりに持ってこんなん。3人、名刺をもうたのか、あなた。もうたんだったら、後で見せておくれ。後でまた電話で、そのおいやんに聞いてみるさかい。男かい。そこたいから間違うてきてあんねで。そがなものなぜ相手にしたんよ。

それで、県の人へ来えへんの。私は、県からも来たんかいなと思うたんやな。そんな相手にするさかいに、こない忙しくなってくんねら。それで、じきにもう3月になったら開示しとらよ。もっと調査せんと、町民に失礼ですよ。何の権限で、そがなこと受けたんない。考えておくとなぜ言わなんだ。

議会にもそんなん聞いてないで。新しい議会ができてからや、2月下旬だったらな。その辺は、ちょっとゆっくり話ししておくれ。

とにかく、夏休みの宿題みたいなものよ。その経緯、それ、あなたの判断か、町長にそれを会うてもろうたんか、答えを言うてくれ。

○議長（谷重幸君） もう3回目ですけれども。その質問でよろしいですか。

○3番（谷口昇君） 今、2回やった。

○議長（谷重幸君） 3回目です。

○3番（谷口昇君） 3回。

○議長（谷重幸君） 答弁。住民課長。

○住民課長（中西幸生君） お答えします。

先ほども言いましたとおり、2月の下旬に来られたんですけれども、その前に、まず電話で日程の協議がありました。それで、事業活動に伴うことですし、町としては拒む理由もございませんので、まずお話を聞こうということで、お話を聞かせていただきました。その段階で、この環境影響評価の配慮書をこれから手続を行うということで、あくまでも環境影響評価の法律にのっとり行うものでありますので、町としては、これは拒むということとはできないという判断から、担当課としてお話をいただいたところです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 3番、谷口議員。

○3番（谷口昇君） そしたら、あと17分で。

今のそこたいが間違ってたんね。拒む、法律にのっとる、何の法律な。法律で認められてある団体でございます。こんなものありますと見ただけやろう。なぜ乗ったのよ。そこたいが問題や。県の人も来てなかつたら。県事務所はそこやで。市から来たのか。市が関係あるのかよ。そがなもんに乗せられたんやろう。

それで、県には従わんならんはずはないんやろう。ここは、一つの国やで。町長は大統領。これ行政法の本にも書いてある。あがらは私は違うけど、反対派やで。ちょうどアメリカの大統領と議会みたいなものやな。やっぱり大統領にならなあかん。そして、あなたたちのやったことは大統領やと思いますけれども、やすやすと、ろくなもの相手にせん。その幾つぐらいのおいやんで、学者か何か知らんけれども、その辺も聞かせてほしい。何のためそれ入れたん。そこたいがそもそもの間違いのもとやぞ。

来たら、よっしゃと言ったからね。年度内に、3月中になぜ開示してやったんよ。年度を超えて、まだ法律ができてなかつたら。できてもうてからしたらいいのに、大急ぎで。何ぞ頼まれたのか。縦覧期間が過ぎても、町民は役場へ見せろというのは、この見せろということは、ファックスしてあるやつを回覧板で、きのう質問したお方もそう言いやった。流してやってくれと。半分ぐらいがあんねで。これ縦覧できなんだら、なぜ流してくれんの。私ら、一個も知らんで。目も見えんし、耳もあんじょう聞こえんね。そういうのをおそれおれへんか。

そやから、何様なとこう聞いてんねん。なぜ遠慮してんの、その会社。商取引ですやろう。風力屋やからどうでっしゃろうと。あかん、負けとる。また、考えておいたらって、なぜそのとおり、よう言わんのな。それで、よう課長を務めるな。何やっているか知らんけれども、そうやろう。あした来い、あさって来いと、そういうふうになぜよう言わんのか。安いけれども、月給もそこまで。それで、若い兄やん、おいやんか、そこたいもわからない。

それで、7番目に縦覧期間が過ぎても、町民が役場で見れるようというのは、これ縦覧と違うんよ、私の言うているのは。この期間を超えて縦覧できませんと、誰にこんなことを聞いたことを書いてあるんな。きのうもいいこと言いやつとろ、きのうの質問者。私らと違うけれども、考え。私は、銭をもらったらさせてやろうやないかという、わかりやすいように書いてある。二、三兆円持ってこい。そうしたら、手を打ってやるって。そこまでの腹を書いてあんねで。それで、皆、町民が相手にしてくれるんぞ。初めから反対はおかしいわの。そら金のほうがいいわ。二、三兆円もらったら、何億とくれら、一遍に。それと同じように、期間を超えての縦覧はできません。当たり前なことやけれども、回覧板でファックスして、回してやって、ついでに仮名を打っておかな、よう読まんぞ。あがな難しい文章。

そやから、これ、何の専攻行った人が調査したのか、頼りのうてね。中学生にアルバイトさせたんか。年鑑見て、植物図鑑見たら、あんなもの書ける。

あなた、何回読んだのか。私は、3回読んでんけどわからん。それで、日を詰めて、何

が間違いかというたら、そもそもお上の言うていることやと思ってやったんと違うか。相手は業者やで。わかりやすいように、私は風力屋と言うてんね。風力業者とも。

そういうことで、まいっぺ、その点の協議を行うと聞いておりますと、これ何なら。そしたら、県やとか国の行政機関が何も言うてけえへのやろう。ただ、商談に來ただけやろうが、商談に。幾らやるさかいにと、ここに乘ってくれと。その辺がはっきりわからんね。いろいろの詳しいことは、海のことはまた別にやるということは書いてんねけども、なぜ急ぐのかと言うて、私もやらんならんと思ったのは、まいっぺやらせてもらわなると言いやったので、このあいが来ららよ。

意見がなぜ聞きにいかんなんのか。それが町民の意見を聞く会があるのよ。それまでに言うておかなんだら、これええのできならよ。説明会、そこに書いてあるやろう。その公告で、また方法書ができて、住民説明会。こんなん飛んでまうで。要は金やよ。3兆円ほど持ってこい。こらえたらと言うけどな、そんだけせなんだら、このままの状態でも何にも決めなんだら追い返したるぞ、私その日に。住民も見に行けるやろう。追い返すぞ。出てこなんだら。脅迫でも何でもなしぞ。よぼよぼの死にかかった明治のおじやんが言うのに、何も。だから、頼むさかいと。それも急がんなん。こいつらは来るか。もう町は送ったんかい。

きょうは、気の毒やけれども、教えてもらったことで。

あと何分か。10分あるの。10分ももたんな。

それで、縦覧が過ぎても見られるようお願いしたいと。これ一番、遠慮して言うてんねで。複写して回覧板。ついでに、回覧板の端へ仮名を打ってもらわな、よう見やんで。

それで、この際、言うんやけれども、前の町長が言いやっど。あかなんだら、読みに來てくれるかと。行ったとやった。あいつ、ろくなことなかつたけれども、ええことはそれだけや。読みに行ったる。よっしゃ、わかつた。初め、私が、漂流物のことで仁坂をようたかかんさかいに、それでまたもめて、半年ほどしてようけんかしやったんやけれどもね。それまでは蜜月状態です。漂流物の問題。無理よな、相手は小学校の先生。

それで、これ中心にやって、できたら廃棄したってほしい。よう言わなんだら、その何の日に來て言いますさかいに。そのおいやんが説明會に來て、もうよぼよぼのおじやろうけれども、住民説明會、わからんなら、われ、今、いねとその場でやりますよ。できたら、延ばしてほしいんやけれどもね。延ばしてやってほしい。この日程。

業者ももつとええ態度やったかい。もみ消しもつて説明したかい。頭かきもうて、もみ消しもうてやったか。そういう経験なつた人が來たか。年配の人か。毎度おおきにとこうしもうて、それぐらいでいいんよ。国の法律で認めてある。そがいなもの手伝うな。そんなもの、一々忙しい町長に言う必要ないわな、課長。そうやろう。それで、男ばかり3人來たのかい、そこたい。

とにかく、今としては、私もバックしてそういうことをしたんなら、ここの縦覧期間、それを超えてはできませんと言うけれども、知らせるなら、縦覧と書かんといたらいいん

や。回覧板と、縦覧と書かないで。おくれた人は。この複写を持っているやろう。持ってあったら、それができるやろう。私は、そう思ってあったんや。3回行ったけど、わからんしね。ゆっくり聞かなあかんと思ひもって、こうなったあんねん。

今まで言うた風車の問題やとか、それで、挙げてあるね。

そういう点で、町民が、ここにも書いてあるやろう、港湾やとか、地元漁業者とか、行政機関と協議を行うと。協議と何か知らんけれども、低周波のことでしょう。主体は、町民やからな。我々は、町民の奴隷や。我々の敵は、執行部、町長。町長の敵は、議会。どっちがえらいか。そら、町長がえらいわ。何でと言うたら、解散、解散とやったら、1年間、銭入れおる、それやったら。偏ってあるけれどもね。

我々、上司、敵は町長。町民がご主人様。我ら3, 400千円もらって奴隷やで。そういう行政機関と協議してって、まいっぺししっかりしてほしい。いつでも教えてってください。あんな難しい文章、よう読みません。

それで、また、上がってというと、いろいろの文献、3番目にあっただけれども、いろいろ文献を調査したというけれども、模擬でもかまんさかいに、いっぺやっただって、同じ内容をこうやと。法律を知らんさかいね、我々も。それを回覧板で。

できたら、私は、区という単位を好かんね。あの区というのは、入っても、入らんでも構わんねで、その中でやりますけれども。区長へしたさかいに、住民に通達したとよう言わらよ。あんなん通らんぞ。前にもそれをよう言うたんやけれども、第2区つくったろうかと。そしたら、新浜第1区、第2区とある。和田へ行ったら第3区という、1、2、3になりますけれども、そい、それ言うた。1人でもできるんやと。あれは必須と違う。終戦後、マッカーサーから怒られたんや、それつくったら。

区論については、かなり若いときしましたからね。頼りない区やけれども、かわいそうに区長ら、電話賃の10倍ほど来るで。そがな者に通じたらかわいそうなんやけれども、困っています。わかりやすいような文章で回してやってほしい。

次に、上へ回って、いろいろのやつは、この文献や資料に基づいた調査、これ、何を中心にやったんかいな、六本木の人が。これがわからんね。方法書が今度できたとき、住民説明会があるとき、これはかなり荒れますよ。下手な質問したら追い返します。おいやんらすまんけれども、いんでおくれよと。妨害でもないさかいにね。これやるぞ、徹底的に。えらかったら、2兆か、3兆持ってこいと。毒でも何でもまいても構わん。そういう。

3, 000軒あんねで、美浜町。3, 000軒で3兆もらったら、大分ならの。1億円。私はそういう計算してあんね。純粋な中立やで。反対派と違うよ、賛成派。

ハترون紙の紙で実験したんよ。学校に行っている時分は、風力のほうで、風の音、あいらよう知っていた。昔やけれども、ダイオードの説明も学校で教へなら。鼻くそと粘土と丸めて塩をちょっと入れて、そしたら、電気が一方しか通らんのよ。半導体と言って。高専出た英才が、駅前のダイオードの会社へ行ったけれども、何g入れるの。そんな目分量でぱっと放り込んだらええんやと。私はそこまでは知っているけれども、そこからそ

したら何つくる、そんなようなことは、知らんの。かなりのことを昔の中学生はやりました。

こういうことで、低周波の問題、買うんだったら、買うたってくれんかい。安いと。7桁ぐらいであるらしい。それで、山へ行って置かせてもらったら。そこら放り込んだったらいいねん。

そういういろいろの分野についてしたと言うけど、頭に来たん、何ならというたら、自然には植物の分布、それから、どうしても文化財とか目につからよ。あの辺知ってると思うけど、こんな程度でよう飯食うてたなど。それで、何学科出てきたんならと問うてん。授業ばかりと違うぞ。それだけでも何年とかかるよ。それをいつの日にやってくるのかな。第一、あんなものできたら、吉原に万葉集の三歌人あったんよ。田端憲之助、あの堀が何のためかわからんで。念仏松の端、一等場所よ。伊島は見えるしね。これもやってもらわなあかん。それも方法のときに、言うたら、2週間はやってくるのかな。その東京の六本木からやってきてから、当町で住民説明会。

そういうことでございますので、えらい長いことすみません。

町長さん、あんなんにだまされぬように、よろしく申し上げます。それで、言うたことを次の議会までに勉強したってください。今度やってきたとき追いつくので、それだけのことを思っていますので、えらいすみませんでした。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は10時5分です。

午前九時五十二分休憩

——・——
午前十時〇五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

10番、鈴川議員の質問を許します。10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、第1点目、施政方針から質問をいたします。

町長就任3カ月が過ぎ、毎日が忙しく無我夢中の中で慌ただしく過ぎ去ったという実感がこもった思いを推察いたしました。令和という新しい時代を迎え、町政の一端にかかわらせていただいている者として、みずからを律して時代が求めるあるべき姿を模索する中で、行政と議会（議員）が切磋琢磨して、町づくりに取り組めたらと私も願っています。

まず、防災に強い町づくりの中で、今年度は地域防災計画の見直しの時期で、担当課職員で全面的に見直しを行うとあります。この全面的に見直しを行うという意味について、ただ単に見直しの時期ということか、あるいは計画の中で何かふぐあいな部分があるのか、見直しか、もう少し詳しくお聞きします。

それと、美浜町復興に関する事前準備計画についても、意見お聞きしながらブラッシュ

アップしていきたいとありますが、ブラッシュアップ、つまりこの事前準備計画をさらに磨きをかけてよりよくするために、具体的にどのような方法、手法で、どのような優先順位で推し進めていくのかお伺いします。

次に、町にとって最上位計画である長期総合計画の第5次が令和2年度までとなっているため、その後の10年間のまちの方向性を示す第6次長期総合計画の策定に向けて、住民アンケートの実施や住民懇談会を開催するなど準備を進めたいとあります。ちょうど町長の就任の時期に合わせて、長計が第5次から第6次に移行するのも何かのめぐり合わせと感じます。この、長計は町長が変わっても10年間は続くもので、町の最上位計画のゆえんがここにあるように思います。

そこで、第6次長計の策定に当たっての、①町長としての所信、②策定までの今後2年間のスケジュール、③ことしの予算で策定業務委託に5,302千円が計上されていますが、その内容と詳細について、④策定懇談会委員謝礼に308千円計上されていますが、その委員の選定方法についてお伺いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 鈴川議員の施政方針から、防災計画の見直しと長期総合計画の策定に当たっての2項目で、1つ目、地域防災計画の全面的な見直しについてお答えいたします。

現在の地域防災計画は、平成26年度に策定され、ことしで5年目になります。昨年襲来した台風20、21号による風水害避難所の追加、また、その台風を教訓に、警戒対策本部の設置や復興に関する事前準備計画の追記により一部改正しておりますが、通常は5年に一度見直しを行っております。

今回の見直し内容は、関係法令の改正に伴う文言の修正や追加が主なものと考えており、その見直し作業を担当課で行うこととしております。

また、昨年度作成しました美浜町復興に関する事前準備計画においても、コンサルに委託せず担当課で作成し、防災や町づくりといった専門知識を有する方や東北の復興を実際に経験した方に議論していただいておりますが、今後は各方面での協力体制の構築や協定なども進めていきたいと考えております。

また、先般、美浜町自主防災会総会において、この計画を各地区自主防災会長に説明したところ、早速一つの地区から、自主防災会役員に対しての説明依頼が来ていると聞いてございます。

私としましては、今後もそういった関係機関との協議や調整、住民の皆様への説明機会を通じお話しするとともに、最終的には、仮称ではありますが復興事業促進委員会の設置を目指し、その中でさまざまな意見をお伺いし、被災後の復興イメージを皆様と共有できたらと考えてございます。

2つ目の第6次長期総合計画の策定に当たっての4項目ございますが、まず、1点目の長期総合計画策定に当たっての町長の所信はについてお答えいたします。

予算をお認めいただいた後、業者が決定しましたら、当然、トップとヒアリングがございます。その中において、今後の美浜町が目指すべき姿と、その実現に向けた考え方、方策を示すに当たり、総合的かつ持続的な行政運営を推進していくため、第5次長期総合計画を踏襲しつつ、新たな行政運営の総合的指針としたいと考えてございます。

2点目の策定までのスケジュールについてお答えいたします。

現段階では、コンサルタント業者も決まっておきませんので、担当課の考えるスケジュールとなりますが、ご了承お願いいたします。まず、この6月議会で予算をお認めいただいた後、7月下旬には指名型プロポーザル方式にてコンサルタント業者を選定し、8月末には委託業者を決定したいと考えております。その後、9月ごろより住民アンケートの実施準備に入り、年内中にはアンケート結果の分析を行います。

同時に、住民懇談会の人員選定を進め、年明けには、アンケート結果を踏まえながら住民懇談会を開始する予定でございます。住民懇談会は月に1回を予定し、今年度は3回の懇談会を考えております。住民懇談会は最終策定まで最大10回程度を考えており、来年の秋ごろには原案を策定したいと考えております。策定原案ができ次第、議会の皆様へのご説明、パブリックコメントの実施などを経て、策定を進めたいと考えております。

3点目の今年度の予算内容についてお答えいたします。

今年度の業務内容としましては、本町の現状分析及び課題抽出、アンケートの実施及びアンケート結果の分析、住民懇談会の準備・開催等が業務の主な内容になると考えてございます。

4点目の住民懇談会委員の選定についてお答えいたします。

現行計画である第5次美浜町長期総合計画の策定懇談会の委員としては、町内のさまざまな団体へ幅広く委員のお願いをしております。現段階では、委託業者が決定していないため、はっきりとは申し上げられませんが、他市町村の最近の委員構成の傾向等も確認しながら、幅広い意見をお聞かせいただけるよう、委員の人数や選定を進めてまいりたいと考えております。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 最初の答弁になくて、今答弁いただいた分で私も再質問になっている部分もありますので、そこはもう飛ばしてもらって結構です。

まず、地域防災計画の全面的な見直しということは、昨年、一部改正しており、関係法令の改正に伴う文言の修正や追加が主なものということ、それはよくわかりました。

そこで、地域防災計画に関しては、議会の承認事項でもなく、私の記憶する限りにおいては、計画ができ上がってから全協等で説明があったように思います。今回、関係法令の改正に伴う文言の修正だけということで、それで結構なんですけれども、今回も追加があると。内容の全面的な見直しというときもあるわけですから、でき上がったものをただ説明するというのではなく、原案の状態でも全協等へ出してもらって、もし意見があればと、そういうような形で説明してもらおうほうが、議会としては、計画の作成の過程で審議に加

わったというそういう自覚もありますし、執行部にとっても決してマイナスはないと思います。

ほかの町もちょっと調べたんですけれども、ただ説明を聞くだけやよという町もあれば、私らの意見も聞いてもらったという町もあります。さまざまです、それは。それは町の姿勢だと思うんですが。

そういう承認はしなくてもいいんですけれども、事後承諾するので、やはり原案の時点で全協で出してもらって、議会から意見があればという形ですのも一つの僕は方法だと思うので、その辺について町としての見解あればお聞かせください。

次に、復興に関する事前準備計画について。

これに関してはことしの3月に内容を明記した小冊子を我々議員がいただきましたので、確認ですけれども、この地域防災計画の中、このたび新しくつくる地域防災計画の中に追記版として、第7部に復旧期編、第8部に復興期編として多分組み込まれることだと思います。という認識でいいんですか。

それで先ほどの答弁の中で、町の自主防災会総会において、この計画を各自主防災会の会長さんに説明されたということで、最終的には今の答弁の中で仮称として復興事業促進委員会の設置を目指しているとあります。

やはりそのためには、町長、大分答弁もされましたけれども、やはり住民の皆さんにこういう事前の計画がありますよ、災害が起こってからではドタバタして大変やから、その前にこういう計画をつくっています。特に住宅とか瓦れきの場所とか、そういうことは住民一人一人興味あることですので、そういう住民一人一人に対して周知徹底できれば、そのほうが身近に捉えることができます。今の町長の説明の中にも、ある程度周知徹底させたいという意見もありましたけれども、今後、幅広く住民の皆さんに周知徹底していただくために、何かお考えがあればお願いします。

次に、第6次長計について。

まず、先ほどの手順で業者委託決定、住民アンケート実施、その分析、そして最大10回程度ほどの住民懇談会の開催と、手順を踏んだスケジュールだと感じますが、この中で役場庁舎内の中で職員を対象にした検討委員会というか、担当は担当課であるんでしょうけれども、やっぱり職員もいろいろと経験から生かして、美浜町の町づくり長計に対して思いもあると思うんですけれども、職員を全庁的に担当課だけやなしで集めて検討するような、そういう組織は考えているのか、いないのか。この中にはなかったんで、今後検討するのか、職員間の。

それと、これに対する長計に対する議会としての位置づけ、立ち位置といいますか。これは、地域防災計画と同じように議会の承認を得るような事項ではないんですけれども、これも町によっては、例えば審議会をつくって審議会の中に議会から1人、2人派遣しているとか、そういう町もあります。そして、これもあるし、御坊市ですけれども、今回のあれで3月議会に上程して、議会の決定事項に加えた、長計も。議会で決定するんやと、

御坊市ですけれどもちょっと聞いたら。それをまねせいとは言っているんじゃないんですけれども。議会としてこの長計に対する取り組みは、先ほど報告するというような答弁がありましたけれども、作成段階の中で議会としてどのような形で、もう別に決定事項で議決機構ではないので、そのまま報告すればというやり方もあるんやけれども、議会の意見を組み入れるために、議員の意見を酌み込むために、何か方法を考えておられるのかどうか。

それと、ことしの予算の内容です。5,300千円計上されています。これ業務委託の部分も含めてだと思えるんですけれども、これもちょっと5,400千の内訳もある程度わかれば、何に幾ら、業者委託に幾ら使う、アンケートづくりに幾ら使う、また、住民懇談会のために幾ら用意している、その内訳がわかればお願いしたい。

それと、住民懇談会の委員の選定については、これから考えるということですが、例えば、その中に公募で募集した人を何人か入れると、そういうお考えもあるのか。現段階で全く白紙なのか。そこらあたりちょっとお願いします。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 鈴川議員にお答えします。

幾つかございましたけれども、まず、地域防災計画の改定についてお答えいたします。

答弁の中にもございましたけれども、今年度は文言の修正等が主になってきます。ただ、原案ができた時点で、議会のほう説明をいただきたいというようなことでございますけれども、担当課としましたら、原案修正案ができ次第、議会のほうへまず報告したいというふうに考えております。手続的には、この後、美浜町防災会議等もございまして、議会のほうへも説明いたしたいと考えております。

次に、復興計画についてですけれども、もう復興計画につきましては、3月末の防災会議で承認をいただいた後、現在の地域防災計画にも第7部、第8部として追記させていただいております。次の改定する地域防災計画にも、当然それは追記していくと。追記していくというか、現在追記されておりますので、また今後、住民の説明会であったり、いろんな会合でいただいた意見も参考にしながら、その部分は修正していきたいと、今の現状のままでいきたいというふうに考えております。

それと最後に、長期総合計画についてです。

前回の美浜町長期総合計画の審議会として、まず議会側から、総務産業建設常任委員会の委員長、それと文教厚生常任委員会の委員長には、審議会の委員として出席していただいておりますので、今回も同じような形で出席いただきたいというふうに考えております。

ということで業者ですけれども、コンサル業者ですけれども、それにつきましては指名型のプロポーザルを考えております。指名型なんで、美浜町に対して指名願の出ている業者の中から、そういう計画の実績のあるところを選定しまして、そこで提案書を提出していただいて、業者を提案書を審査しながら決定していきたいというふうに考えております。

それと最後ですけれども、今年度の予算の内訳ということでございます。

大まかに言いますと、まず調査研究費であったり、あと資料の作成費であったり、アンケートの分析であったりというところが主になっております。細かく人件費のところを申しますと、アンケート調査で各主任技師であったり技師が全てで28名とか、ヒアリング業務に20名とか、そういうふうな基本構想に何名とかというふうな見積りの内容、予算の計上の内訳となっております。あくまでもこれは予算計上段階での見積りということになりますので、提案の業者によっては内容が変わってくる可能性は十分にあります。

以上です。

すみません、抜けていました。

復興計画の周知の方法ですけれども、まず一つの地区、ここにつきましては生涯学習というふうなところで説明させていただきたいと思っております。この話の後、また幾つかの地区もこういうふうな説明を聞きたいというふうなところもございますので、それについては随時対応していきたいというふうに考えております。

それと、長期総合計画の庁舎内の体制ですけれども、ここにおきましても各課の課長を中心に、専門的なところを審議していただく審議会のメンバー構成というふうに考えております。

あと最後に、委員の公募についてですけれども、前回までは委員の公募はしておらないというふうに感じております。各種団体の長であったり、そういうところがあるというふうに思います。ただ、答弁の中に各市町村の動向を見ながらというところもありますけれども、やはりここは決定したコンサル業者にも相談しながら、現在のトレンドであったりというところの委員構成というのも十分に勉強して、公募が必要であれば公募したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 次へいきます。

次に、大きな2点目、美浜町子育て世代包括支援センターの開設に向けて、何点かお伺いします。

私自身は勉強不足でしたが、先日の全協における担当課からの説明の中で、この制度の法的根拠として、既に平成26年12月にまち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、また、平成27年3月の少子化社会対策大綱の中で、そして平成28年6月のニッポン一億総活躍プランの中で、この事業の位置づけがそれぞれ閣議決定され、正式には平成29年4月1日施行で子育て世代包括支援センターが法定化され、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うことを目的に、市町村にセンターを設置することが努力義務化されたということです。

少子高齢化が全国的に急スピードで進んでいる中で、国としても、それに何とか歯どめをかけたいとの願望を込めての法定化と推測しますが、美浜町にとっても、この制度を活

用して実践していくことが、子育て支援、ひいては町の活性化にもつながっていく大きなチャンスでもあると私は考えます。それだけに、この事業を推進していくための窓口、担当課に当たる健康推進課は大変なご苦労だと思いますが、子育て支援につなげていくためにも、関係する部署の一致協力、連帯強化こそが必要不可欠であることは言うに及ばないことであると思います。

そこで質問に入りますが、国は、令和2年2月末までの全国展開を目指し、また美浜町は本年12月の開設に向けて現在は準備の段階ですので、現況説明で結構ですのでお伺いします。

まず、予算的なことで、本年度はセンターの運営費と開設準備費に子ども・子育て支援交付金を活用して、国、県、町が3分の1ずつ出しています。それと産後ケア事業開始に当たり、母子健康衛生費国庫補助費を活用して、国と町が2分の1ずつ負担しています。開設準備費はことしだけでしょうが、今後の予算計上は、センター開設によって新たに加わった取り組みの中でどの取り組み、支援策に対してどの程度、国や県からの補助が出るのでしょうか。

次に、人事面で、現在、健康推進課の職員は10人で、1人は住民課との兼任で、そのうち保健師が3人、また臨時職員が1人と聞いています。課としての平常業務がある中でセンター業務が加わり、一層忙しくなるのは目に見えています。ことしは運営費として、専門職用の賃金420千円が計上されていますが、今後、センター開設に向けての準備期間、またセンター開設後、どのような課の職員体制で平常業務とセンター運営をやっているのかお伺いします。

次に、先日の全協では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の構築のためには、住民課、そして教育委員会との連携の重要性も言われていました。現在考えている健康推進課、住民課、教育委員会の包括支援への役割分担について、どのように考えているのかお尋ねします。

次に、包括支援の具体的な取り組みの中で、担当課として専門職を中心に既に取り組んできたものもあれば、今回の法定化によって新たに加わった取り組みも多々あることと思います。その新たな支援への取り組みの中でも、支援を必要とする妊婦、産婦、子、乳幼児の必要とする見きわめ、またそうした人、家族への対応は、関係機関との連携を図りながらとはいえ、専門職としてもハードルの高い一層のスキルの向上が必要となってくると思われますが、町として、担当課として、美浜町子育て世代包括支援センター開設と事業内容の充実に向けての抱負をお伺いいたします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 美浜町子育て世代包括支援センター開設に向けて、4項目ございましたが、まず1点目、新たな支援策に対して国や県からどの程度の補助が出るのかについてお答えさせていただきます。

鈴川議員がご指摘のとおり、開設準備経費につきましては今年度のみでございます。来

年度以降の補助としましては、子育て世代包括支援センターの運営費として、保健師等専門職員の配置及び運営に伴う消耗品につきまして、引き続き子ども・子育て支援交付金を活用いたします。補助率は、国、県が3分の1ずつでございます。

また、産後ケア事業につきましても、引き続き母子保健衛生費・国庫補助費用を活用します。補助率は国2分の1でございます。

現在の補助については、以上でございます。今後活用できる補助制度がございましたら、積極的に活用していきたいと考えております。

2点目の、担当課の職員体制を賃金専門職も含めてどのようにやっていくのかについてお答えいたします。

現在、健康推進課の職員は、常勤10名、臨時職員1名でございます。子育て世代包括支援センターの業務を担う保健衛生班の人員体制は、保健師3名、事務職1名、臨時職員1名の5名で、そのうち保健師1名が住民課と兼務となっております。

保健衛生班が担っている業務は、特定健診やがん検診等の健康づくり事業、母子保健事業、予防接種事業、精神保健事業であり、加えて住民課が担っている支援を要する方を対象とした要保護の対応も行っており、業務が多岐多様化しております。現状に加え、子育て世代包括支援センターの開設に当たり、産前・産後サポート体制の充実を図ることを目的に、マタニティー相談訪問事業や新生児訪問等を実施していくため、助産師等の専門職の雇い上げを行い、体制整備を図ってまいります。開設に向けての準備期間につきましては、現在の職員体制で協力しながら、準備を進めてまいりたいと考えてございます。

開設後に関しましては、専門職の雇い上げに係る経費420千円を予算計上させていただいておりますので、こちらで対応していきたいと考えております。

3点目の関係する担当課の連携強化のため、役割分担をどのようにしていくのかについてお答えいたします。

現在、健康推進課は母子保健事業、教育課は子育て支援施策、住民課は支援を必要な方に対しての要保護対策等をそれぞれ連携しながら実施しております。子育て世代包括支援センターの開設に当たり、支援が必要と判断した場合は、関係機関が情報共有を図るとともに、支援の方向性を決定し、対応につなげていくこととなります。よりよい支援体制を構築するため、3課のより一層の協力及び連携を図り進めていきたいと考えております。

4点目の内容充実に向けての抱負はについてお答えいたします。

まずは、子育て世代包括支援センターを12月に開設し、現在予定しております支援事業を進めてまいりたいと考えてございます。妊娠期、出産前後、子育て期にわたる切れ目のない支援を行うための仕組みづくり、体制整備に努め、妊娠、出産、子育てについて気軽に相談できる機関として、保健師等の専門職が中心となり、関係機関と連携を図りながら、子育て世代をサポートしていきたいと考えてございます。

開設後につきましては、町の現状を把握し、ニーズに沿った事業展開ができるよう取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 鈴川議員の子育て世代包括支援センター開設に向けてのご質問の中の3点目、連携強化のための役割分担ということについてお答えをいたします。

教育委員会に関係する子育て事業といたしましては、ひまわりこども園、こじか園などの入所事務や未就園児を預かる一時預かり保育、未就園児とその保護者を対象とした子育てつどいのへやなどがございます。

さて、ご質問の連携強化のための役割分担については、求められる情報は速やかに提供していく必要があり、それぞれの担当課で情報の共有化が図られることが必要だと考えてございます。また、当然ながら、教育委員会の子育てに関する事業は、停滞することなく実施いたしてまいる所存でございます。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） それでは、再質問を行います。

まず1点目、予算に関しては、センター開設に伴う諸費として、ことしに限って言えば、開設準備はもうことしだけということで、運営費に660千、産後ケア事業に310千、あともいろいろあるんですけども、不妊であったりそんなのは今まで出でいた予算で、今回のセンター開設に限って言えば、この660千と310千が新たな経費かなと、予算計上かなと。それぞれ運営費に関しては町は3分の1、そして、産後ケアに関しては町は2分の1ということで、単純に計算すると970千円要って、その中の町の持ち出しは2分の1、3分の1だから380千程度に、ことしに限って言えばなるわけですけども。今後、これからこの事業展開する中で、これは国が設置せいということで、もうちょっと私は国から予算が出るかなと思ったんですけども、結構、町も負担せないかんで、そんな大した何百万も要する費用ではないんですけども。

今後、ことしは町持ち出しが380千程度になりますけれども、これは12月からということで、来年になると1年間運営せないかんとということで相当、これはどのぐらい、試算として1年間、来年から運営した場合、町の持ち出しをざくつとでいいです、どのぐらいの経費が必要だと、現時点で予算的にわかれば。わからなかったらまた後で結構ですので、お願いします。

それと、職員体制ということで、町長から健康推進におけるいろんな職員の仕事の分担、いろいろお聞かせいただいて、それも新しい事業が加わって大変だなという思いもします。それはもう聞いた時点から、議員さんもみんなそういう思いを持っていたと思います。でもやっぱり、せっかくこういうチャンスやから、その中でやりくりして頑張ってもらわなにかんわけですけども。

開設後は当然、専門職の人がそれに行く、現在3人いると聞いています。そして、臨時雇いの助産師さんであったり、また専門職を雇うということですから、保健師さんが中心になって支援センターの運営にかかわると思うんですけども、あとの7人の職員は、やっぱり運営センターのほうにも何人か担当としてかかわっていくんか。センターに関し

では、もう専門職と臨時雇いでほぼやっていけるのか。専門職もセンターの業務以外の日ごろの仕事もあると思うんですけども、そこあたり現時点で、その10人をどのように回していくと、課長として、担当課としてお考えなのかお聞きします。2点目はそれです。

3点目は、役割分担の件ですけども、住民課の要保護対策として連携しなければと、要保護対策、これは具体的にもうちょっと詳しく、具体的にどのような対策支援の施策があるのかということ、お願いします。

もう一点、教育長に対してお伺いしますが、答弁の中に、それぞれの担当課で情報の共有化を図ることが必要であります。私も同感です。それで、情報の共有化こそが、この事業を進める私はキーワードでもあると思うんです。

それで、教育長として、情報の共有化をどのような方法で、手法でやっていこうとお考えですか。

3課の3つの担当課が、まずお互いの信頼関係というのが必要になってくるわけですから、問題があろうがなかろうが、やはり定期的に担当者同士が集まって現況を確認し合ったり、また意見交換を行うことが、その情報の共有につながっていくと、私自身はそう考えておりますが、教育長のお考えを、もし。

それと、私は、この事業で一番大きな役割を果たしていただきたいと思うのが教育委員会です。妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の構築の行き着くところは、子育ての充実ということになると思います。妊娠期、産後ケア、育児支援は、やはり専門職の方々に頑張ってもらって、窓口担当課として頑張ってもらって、先ほどの教育長の答弁にありましたように、こども園、保育園に入ったりとなってきたら、こども園につながった後は、やはり共有は言うまでもありません、相談は言うまでもありません。

先ほどの教育長の答弁の情報の共有化の後の答弁で、当然ながら教育委員会の子育てに関する事業は停滞することなく実施しますと、こう答弁の中で述べられています。模範的な、別に問題のない答弁であると思うんですが、私自身は今回、子育て世代包括支援を開設という大きな目標に向かって、教育委員会の子育てに関する事業は、停滞することなくではなく、この機会に関する事業は前進させていきたいと、それぐらいの意気込みで私は頑張りたいと、教育委員会に対して願っています。思っています。教育長として、何かそれに対しての見解があればお願いします。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 鈴川議員の1点目、新年度の予算に関してということですけども、今現状では幾らというのはちょっとわからないという、申しわけございません。

今後、事業を実施しまして実績等が出てきましたら、きちんとした形で出せるかと思うんですけども、今の現状では、人事に関しましても、臨時職員等を雇う場合も変わってきますので、今の段階では申しわけございません、どの程度という金額を具体的に申し上げることはできません。

2点目ですけども、どのような職員体制でということですが、まずは、やはり保健師、

専門職3名おりますので、その3名が主にそういった形の業務をする形になるかと思うんですけれども、そこに今回の予算でも上げさせていただいています専門職の雇い入れなんですけれども、そちらのほうを活用させていただきまして、子育て包括支援センターの業務をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 鈴川議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、行政が行う事業というのは、1課で全てが賄える事業というのは全く珍しいものであると私は思っています。いろんな課にわたっているというんですか、協力を得ながらやっていく事業というのが大変多いように思います。これもその一つだというふうに考えております。

ただ、この事業は、健康推進課が中心となって行うべき事業であって、教育委員会が中心となるべき事業ではないというふうに私は思っています。ですから、協力できる部分につきましては協力をさせていただくというスタンスで臨みたい、このように思っています。

だから、議員がおっしゃいました、定期的に会合を開いて情報を共有していくというのも大変大事なことです。それは年間何回かあってしかるべきことかなというふうに思うわけですけれども、先ほど申しましたように、教育委員会が中心になるというふうなことに発想を持っておりませんので、協力の立場で参加するとすればさせていただきたい、そういうふうなスタンスでいきたい、このように思っております。

ただ、決してこのことをないがしろにするというそんな発想ではありませんので、ご理解をいただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 鈴川議員の質問にお答えします。

子育て世代包括支援センターの住民課の役割についてですけれども、要保護対策等というふうに書いているんですけれども、この内容につきましては、支援が必要なお子さん、要するに虐待の関係とかがありましたら、児童相談所と今も連携してやっております。それは今後も継続して行うこと。

それともう一つについては、どうしても短期的におうちにいられない子どもがおる場合、施設へ短期的に預けるという、現在も行っています子育て短期支援事業、これはもう予算がついていますけれども、その事業について住民課が担当することになっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 教育長の答弁、私、先ほども言いましたように、出だしは健康推進課が芯になって、妊娠期であったり、産後であったり、ご苦労やけれどもやっぱりやっていかなきゃいかんわけです。それはもう言うまでもないことで、健康推進課が中心

になってやるということはもちろんそうですけれども、保育園となるとやっぱり教育委員会の管轄で含んでくるわけですから。ただ、それがうまくスムーズにいけるように、日ごろの連携というのは大事です。

そして、私も、教育、中央公民館も含めて教育課へいろいろ頼みにいったり出入りしていますけれども、本当にやる気のある質の高い職員さんがたくさんおられます。そういう職員さんをぜひ生かして、できる範囲で結構ですから頑張ってもらいたいということだけ最後に申し上げます。

町長に対しても、町長もきのうの議員の答弁の中で、サポートセンターも大事やし必要やけれども、まずもってこれを、今言うたこの事業を軌道に乗せたいと強い思い、町長自身も町長になる前は健康推進課の課長をされていたんで、その思いも強いと思います。どうか強いリーダーシップを持って、この事業がスムーズにあって、それが子育て支援につながり、それが子育てするなら美浜町へと、子育てが美浜町でふえるようなところまでいってもらえたらありがたいなという思いを持っています。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は11時10分です。

午前十時五十八分休憩

——・——
午前十一時一〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

9番、繁田議員の質問を許します。9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） ちょうどお昼前のややこしい時間になってしまいましたけれども、議長のお許しを得ましたので、通告に従っていきたいと思います。よろしくお願いします。

まず初めに、中学校体育館にクーラーの設置を。

ここ10年ほど前から毎年のように、異常気象、異常事態が発生しております。昨年の夏も猛暑で、大きな台風が直撃したり、大洪水が発生したりして大変でした。地球温暖化の影響か、ことしも4月後半の連休中1週間で、熱中症で搬送された人数が342人にもなり、北海道でも4月に25度以上の夏日となり、5月には100年に一度と言われる38.5度の観測史上初の高温注意情報が発令されたとの報道もありました。北海道ではクーラーを設置していない家庭が多いと言われており、大変であったそうです。

我が町の教育施設においては、教室はもちろん、ほとんどの特別教室にも空調設備が整っております。しかし、体育館には設置されておられません。特に、中学校の体育館は南北に建てられており、風の通りが悪く、夏は大変です。昨年も部活動の練習を見学に行きましたが、暑くて練習どころではないような状態でした。2階で卓球部も行っています。耐震の関係で天井を取り外しているためか、屋根の熱がそのまま伝わってくる感じでした。外のクラブも暑いですが、体育館の中は風も通りにくく、見ているだけでも大変でした。

行事や授業時に熱中症のためか気分が悪くなる生徒も出たりしたそうです。1学期の終業式も暑さのため、午前中に数分で終えなければいけなかったようです。

そこで、この体育館は災害時の避難場所にも指定されておると思います。中学校体育館にクーラーの設置を要望します。よろしくご回答ください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 繁田議員の松洋中学校体育館にクーラーをについてお答えいたします。

昨年の夏は全国的に記録的な高温となり、中でも埼玉県熊谷市が最高気温41.1度を記録し歴代全国1位となったなど、猛暑に関する報道が例年になく多く、とにかく暑かったと実感しております。

体育館での部活動につきましては、暑さ対策として、大型扇風機を回し換気を心がけ、熱中症対策として、こまめに休憩をとり十分な水分補給を徹底したと聞いております。また、体育館に設置している熱中症予防対策温湿度計を用い、練習時間の短縮などの目安にしたとも聞いてございます。

さて、松洋中学校体育館のクーラー設置につきましては、今のところ考えてはございませんが、国、県の動向などを注視し、必要とあれば検討していきたいと思っております。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 再質問をお願いします。

私も長年、中学校現場で勤めてきまして、体育館にクーラーを設置するというのはいかかなものかと、そういう感覚でおりました。しかし、最近の気象状況、使用している状況を見ますと、これは早急に必要であるなど感じております。

古い話ですが、私の中学時代を思い出しますと、夏の暑さというのは30度を超えることは少なかったように思います。暑い日でも三十二、三度、そこら辺であったように記憶しております。40度なんて想像もつかなかったように思います。6月は衣がえの時期でありますけれども、ことしも見てみますと、もう5月には夏服が必要になったりして、1カ月ほど暑さが先送りしているような状況を感じており、異常な状態であるなど思っております。ここ1週間ぐらいは北風が吹いて変に涼しいようなときもありますけれども、また今後どうなってくるか心配しておりますし、私も盆栽をやっておるんですが、植えかえなんかするんですけれども、2月の後半ぐらいからするんですけれども、それから5月、6月にもする品種もあるんですが、ことしは非常に暑かったので、暑さになれていないので真夏にするようなものなのでやめました。そういう価格についても、暑さに強い品種は値上がりして、暑さに弱いような品種は値下がりしている。中国の影響もありますけれども、そういうふうな状況でもあります。

話はそれでしたが、体育館のクーラーにつきましては、去年の9月にも質問をしました。そのときは、近隣地区では学校の体育館に設置されていないんですが、国とか県の動向などを注視し、必要とあらば検討していきたいとのことでありましたし、有利な補助金でも

あればとのことでありませけれども、これはとにかく避難場所にも指定されております。それで、国の国土強靱化の予算や防災や県の補助金、そういったものを調査して、いいものがあれば早急に進める必要があるのではないかなとそう考えておりますけれども、去年と同じような回答もいただきましたが、また再度よろしくお願ひします。

それと、教育長にもお尋ねしますけれども、部活動の顧問の先生が言っていたのですが、中学校の体育館は練習試合や大会等でほかの体育館にも行くが、ここの体育館は異常に暑いと。南北に建てられておりますし、南北が閉まっておりますし、風の通りが悪いと。非常に暑い、異常やなど、何とかしてくれんかというようなことも去年言っておられました。大型の扇風機も入れたりしておるらしいですが、入り口付近だけで効果はさほどでもない。クラブ活動の中でするのはちょっと難しい。2階でも卓球部もやっておると言っておりました。

教育長も長年、教育現場におられました。中学校の体育館について、学校からの要望も出ていると思います。どのような考えをお持ちか、率直な考えを教育長にお聞きできたらと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 繁田議員にお答えいたします。

近くで言いましたら、印南町がクーラーを設置したと聞いておりますが、工事費1億円かかっていると聞いております。

そしたら、やはりこれを町が全部となりますと、今の財政状況、優先順位をつけてということからでしたらなかなか、設置する費用だけでは済みませんので、今後、電気代にも反映してくるかと思ひます。国、県の動向を見てということで、やはり補助金なりがありましたら、また考えたいと思ひますが、そういうことがまだ今ありませんので、今のところはちょっと考えておりませんということでご了承ください。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 繁田議員のご質問にお答えをいたします。

松洋中学校の体育館は、立地条件的にふぐあいな状態というのは否めないというふうに思ひます。というのが、西側がもう松林が迫っておりますので、風が抜けない状況になっている。あれを風を抜かそうと思えば、松を切らな仕方ないんじゃないかなというふうに思ひますが、とてもそれはできない話であるというふうに思ひます。

そういった意味から、松洋中学校の体育館にエアコンをというお話であろうかと思ひわけですが、昨今の特にここ数年の夏の状態を見ますと、非常に暑い夏が続いております。十分承知しておりますし、松洋中学校のほうから、これだけ気温があったで体育館の中はこれだけの温度やでと、毎日測定した結果も昨年もいただきました。そんな中で大変だということとは十分承知をしております。

私個人といたしましては、一日も早く入れてあげたいという気持ちはあります。気持ちはあっても、なかなか難しい状況があるというのは、先ほど町長のほうからお話がありま

した財政的な部分というのが裏側にあるといったあたりでご理解をお願いしたい。私のほうとしましては、それぐらいしか言えない。気持ちとしては十分前向きにはあるんですけども、なかなか難しい状況であろうかと、このように思います。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 今、町長の言われておりました印南町体育館、町の体育館ですね、あれは学校じゃなくて。入れたというのは去年ですかね。印南町の体育館は、うちの体育館よりかなり大きいですからね。かなり1億とかいうそういう予算が必要になったんだろうと思います。

学校の体育館には、近隣地区には設置していないと言いますが、ここは特に災害時の避難場所にも指定されておりますので、同じようにはいかないと思います。今さっきも言いましたように、特に日中は物すごい。昼からなんか2時とかそこら辺の時間帯になりますと物すごく暑いです。そこで大災害があって、そういう避難場所になるということになりますと、もし夏の暑い時期に災害が起きたことを想像していただければと思います。

そこで、教育長も町長も、ぜひ日中の暑い時間に現場視察を一回していただけないか。日程を調整しますので、ぜひお願いしたいと思います。できたら、7月の1学期の終業式間際ぐらい、それと8月の盆ごろのクラブの練習をしているようなときに一回視察をして、現状を把握していただきたい、そんなふうに思いますが、行っていただけるでしょうか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 繁田議員にお答えいたします。

いつでも、あいていれば一緒に行くことは可能かと思えます。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

1点目の体育館については、これぐらいにしたいと思えます。

それでは続けて、昼前になると思えますけれども、2つ目の質問に入らせていただきます。

東裏川の排水ポンプについて。

東裏川流域の入山東裏地区、御坊市丸山地区には、毎年のように大雨どきに、広範にわたって大規模な洪水被害が出ていることは、周知のとおりであると思えます。近年の気候変動により、過去にないような大災害が発生することを、住民の皆さんが心配されております。このような状況下、早急な対策を求め、地区からの要望も出されておると思えます。

そこで、今まで幾度も被害が発生しているのに、一度も作動されたことがなく、有効な設備が設置されながら活用されていない状況であります。

そこで、排水ポンプを作動できるようにしてほしいとのことでありますが、いかがですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 2点目、東裏川の排水ポンプについてにお答えいたします。

東裏川の排水ポンプについてのご質問でございますが、1993年に県が設置し、日高振興局建設部がその操作責任者となっております。

その概要ですが、毎秒1立米の排水能力のあるポンプが4台備えられており、そのうち2台が併設されている発電機により稼働するもので、残りの2台については予備機でございます。

最近の運用実績に関しましては、平成29年8月に1回とのことであり、西川と東裏川の水位差を見ながら、規則で定める基準にのっとり操作されております。

さて、先月末のこと、入山地区長ほか数名の方が来庁され、今回、議員からご質問いただいた排水ポンプに関することや、付近に存在する東裏川樋門の遠隔化に関し、幾つかのご要望を頂戴しているところでございます。

いずれも、和歌山県や日高川土地改良区が管理、操作する施設でございますので、まずは東裏川樋門の遠隔化に関し、日高川土地改良区や日高振興局農林水産振興部との協議を始めてございます。

また、排水ポンプにつきましても、先週の月曜日ですが、日高振興局建設部が現地で行った操作研修にも臨場させていただきました。改めて、その運用についての説明を受けることとなっております。

現在着工されている日高川水系河川整備計画に基づく西川の河川改修事業、その中で施行されている河道掘削工事により、西川自体の流下能力が向上し、このことにより和田川や東裏川の排水もよくなるものでございます。着々とその工事が進められており、少しずつではありますが、その効果として流下能力も向上してきているものと思っております。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） それでは、再質問をお願いします。

この問題につきましては、いろいろと問題があつて今に至っていると思われまふ。この施設は、町でつくり、土地改良区の所有物であると今まで聞いておつたんですが、今の答弁を聞いておりますと、県が設置し、日高振興局建設部が操作責任者である。責任者はきのうもいろいろ出ましたけれども、そういう責任者で、県が責任者であるとのことであります。

そこで、県との関係もあり、今までなかなかうまく使用されなかつたのかなと思ひますが、地元の方は、今まで災害時の作動はなかつたと言つておられますけれども、これも答弁の中で、29年8月に一度作動したとありますが、これは災害時に行ったものであるんですか。そうであれば、効果のほどはどうだったのかお聞きしたいと思ひます。まず一つ。

先週の月曜日に操作研修に臨場とありますけれども、その具体的な感想はどうであつたか。改めて運用説明を受けるとのことでもありますけれども。

それと、毎秒1tの排水能力があるポンプが4台座つておると。4台稼働するんかと思つたら、2台が稼働し、残り2台は予備ということは、実際に2台しか使わないということではあります、4台使うと毎秒4tの排出量があると思つておつたんであります、

2台の稼働だと、大雨どきなんか入ってくる水のほうが多くなるんじゃないかなと、素人なりにそういうことも考えるんですが。

それから、この有効な設備が設置されながら、なぜ今活用されていないのか。いろいろ問題あるかと思いますが、このまま余り今までのような使用状態ということではなく、いろいろ対策を講じて、大雨、大洪水が出たりするちょっと前に、この前も大きな大雨警報が出ましたけれども、雨が降ったああいうときに1回試験運転というのはできないものかなと思われませんが、そこら辺も含めて。

5つほどありましたが、よろしくをお願いします。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） まず、29年の8月に一度だけというその効果ということでございます。

なかなか数字でその効果を申し上げるのは、ちょっと現実的にそのときの雨の状況、振り方にもよりますので、その効果についてはなかなか難しいものと考えてございます。

それから、操作研修のときの模様ということでございます。

私どもが実際に操作する立場にはございませんので、傍らで見ていたというところがございますけれども、建設部の職員の方が自家発電機を起動し、排水ポンプ設備のバルブを開めたりあけたり、それから、そういうようなものでございました。

なぜ2tかということでございますけれども、やはり、なかなか一気に4tでどんどん放流してしまうと、それ以外のところへの弊害もあると、そのようなことも考慮しての2台での稼働というふうに私は思っております。

ここの東裏川なんですけれども、実際のところは日高川土地改良区の方が大雨の前に東裏川樋門も、それから河川管理の千貫樋門も全部あけたままで大雨に臨むというようなところでございます。

そのようなところを考えますと、すみませんちょっと申しおくれました。

この29年8月のポンプの操作ですけれども、建設部の職員の方が常に東裏川の水位とそれから西川の水位を観測してござっております。その水位の値が、県で定める操作規則の基準に適合する局面になったときは稼働する、そういう体制をとってござっております。結果として、その局面が平成29年8月だったと聞いてございます。その体制については今も変わりはないものと伺っているところでございます。

ちょっとすみません、答弁ややこしくなって申しわけございませんけれども、このポンプ、それからこの樋門につきましても、私どもの管理する施設ではございません。しかしながら、ご質問にもいただいているところもございまして、さらには入山の地元からの要望も頂戴してござっております。先日も、日高振興局の農林水産振興部、それから日高川土地改良区も行ってきてまいりました。

この東裏川樋門なんですけれども、和歌山県の水防計画によりますと、水防上重要な関係性のある水門ということで位置づけられてございます。町内には、この東裏川樋門のほ

か和田川樋門など7門、そう位置づけられるところでございます。そのうち遠隔化がされていないのは、この日高川土地改良区の管理する東裏川樋門でございます。ほかは全部、遠隔化されてございます。そういうこと。

もう一つは、平成29年度から、和田川樋門については、当課のほうで遠隔操作ができるようになってございます。和田川樋門については、遠隔操作ができることの恩恵を僕たちは本当にありがたいと考えているところでございます。このようなことを踏まえすと、東裏川樋門についてもぜひ遠隔化していただきたいと、まずは考えてございます。しかしながら、私どもが管理する立場にはないんですけれども、まずは先導役となって地ならしとか働きかけとかを行っていかうと考えているところでございます。

現時点においては、その費用がどれぐらいというのも定かではないんですけれども、今月中に、私どもの当課のほうで先導役となって概算費用を出して、また、関係機関と働きかけを行い、この樋門の遠隔化についても一度机上に上げて皆さんで考えていきたいと、今のところはこう思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） ちょっとよう聞きとらなかった部分はあったんですが、最近のいろんな状況を見ますと、西川の河川改修工事が今始まっておりますし、川の流れがよくなる予想であると思われます。私もよく大雨の後なんか、西山のてっぺんへ、産湯から上へ上がって西山のてっぺんからずっと海を見ておることがちょこちょこあるんですけれども、西川なんか見て、煙樹ヶ浜のところずっと見ておりましたら、もう煙樹ヶ浜沿いに流れていますね。上からずっと西山のてっぺんから見てもみたら。以前、発電所の突堤ができてから、浸食、煙樹ヶ浜はされてきて、僕が子どものときの煙樹ヶ浜といたら、もうこんな煙樹ヶ浜やったんです。それが今、少し浸食されてなだらかになってきております。濱ノ瀬あたりも濱ノ瀬漁港が突堤を出しましたので、あそこは浸食されて、今は被害をこうむっていると思います。それと同じように、三尾のほうにぎあつと水が流れていって三尾の漁協の人が起こっているというのはよくわかると思います。

この水の流れも、そういう浸食の状態も、一番見てよくわかるのは、阿尾の漁港を改修して産湯海岸の砂浜、私も前に日高中学校へ勤務させていただいたことあるんですが、あそこで夏になりますと海水浴が盛んになって、中学生の補導の巡視に行けということで、補導センターから委嘱を受けたりしてよく見に行ったんですが、あの砂浜、大分長かったんです。それから漁港の改修をして、物すごい湾岸整備事業も使ってやったんだと思うんですけれども、浸食されて今は半分以下やと思うんです、海水浴場の砂浜が。

そんな状態に今変わってきておりますし、特に西川の改修もすると、今の質問の和田川、東裏川なんかは、もしかしたら流れがよくなって、和田不毛といたらほとんど、言うたら悪いけれども日高町からの水ですわね。そこへたまって遊水池になっているような状態ですけれども、東裏川のほう、入山の向こう側、東側のあたりもそうだと思います。それ

と、気候の変動によって、去年も発生しました西日本豪雨のような発生を危惧しておるんです、住民の方々は、ああいうことになったらいかんということ。

それで、千貫の今のところの樋門ですけれども、見てみたら、あそこに施設は排水ポンプとそれから4つの大きな樋門ありますね。あれ、操作したことないみたいなやつ。その千貫の南側に小さい3つの樋門がまたあるんです、見てみますと。そして、この要望にも出ておりますけれども、自家発電機というのが、どうやら排水ポンプと3つの樋門に自家発電機がついておると。それで、遠隔操作のアンテナも、遠隔操作できるのは排水ポンプと小さいほうの3門の門扉、それについていて、肝心の大きな4つの門扉がしょっちゅうあけっ放しなんです。

だから、西川のほうが水位上がったら全部流れていくような状態になって、入山のあたりいつも被害を受けて、毎年のようにつかっておるんですが、その要望書には、この4つの門扉にも自家発電機をつけてほしいと。それも遠隔操作できるようにしてほしいと、同じように。端に遠隔操作はあるんですが、そこへもつないでほしいと。そして、4つの門扉のほうが大きいですから排水効果もええし、それをあけ閉めしたら効率がいいということなんです。

そしたら、手でやったらええやないかというんですが、一回手動でやったことあるらしいんですが、こんな手動でこう回すらしいんですけれども、何人もがかりでがあつとやるんですけれどもなかなか閉まらないらしい、人間の力では。それが大き過ぎて、使ったら効果があると思うんですが、大き過ぎてできないと。

それで実際に災害があったときに、例えば津波の心配があるとかいうたときに、あそこへ閉めに行くのは誰が行くんだということになっておるんです。行ったところで手ではできんと。それで、洪水なんか危険性のあるときに誰が行くんだということをお心配しておりますんで、あそこに自家発電機と4つの門扉の遠隔装置の機能をつないでほしいと。それはそんなに大した金額かかるとは思わんということをおかれておるんですが、そのようにしてほしいと。

それと、排水ポンプは、水は1個で毎秒1 t出るというやつ、それ西川が流れてきているところへ直角に今向けておりますけれども、向けたら今度それ出したら、上流が水が流れにくくなってあふれて被害が起こる心配があるということで、近隣の住民からもそういう苦情があると聞いておりますけれども、あの流れをちょっと下流に向けてするようにしたら、余計こう水の流れがよくなって、直撃しているやつを押し出すように、そういうこともできるんやないかというふうなことを言うておるんですが、そこら辺も含めてよろしくをお願いします。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 今いただきました、おっしゃられたように、大雨のときは4門の東裏川樋門は常にあけっ放しでございます。ともすれば、水位の逆流というものもある意味容認せざるを得ないと。なぜかという、おっしゃられたように台風のさなかに

あの堤防のところへ行ってあけに行ったり閉めに行ったりする、それが日高川土地改良区から頼まれた農業者の方、そういうことを考えますととてもそんなことはできないと思っています。

そういう意味においても、また、津波時の緊急遮断という意味においても、この1つだけ遠隔化されていない4門の東裏川樋門を遠隔化するという利点は十分にあると考えてございます。

先ほどの答弁にもお答えにも同じになるんですけども、私どもが先導役となって一度、そのことについて机上に上げ、関係者と考えていきたいと思っているところでございます。

また、入山自治会さんのほうから、排水ポンプの排水口を川に直角にするよりも川下のほうに向けたらどうなというご意見も頂戴してございます。その点につきましても、日高振興局建設部と一度お話ししてみたいと思っております。何分、町の施設ではありませんので、今こうするということは言える立場にはございませんが、いただいているご意見を踏まえて、日高振興局建設部とそのポンプについては必ずお話をさせていただく機会を設けたいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） ありがとうございます。

とにかく立派な施設でありますので、早急に有効利用されることを望んでおります。

以上で終わります。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は1時30分です。

午前十一時五十二分休憩

——・——

午後一時三〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第2 報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例）について細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、平成31年度税制改正において改正されました個人住民税に係るふるさと納税制度の見直し、住宅ローン控除の拡充に伴う措置、個人住民税の非課税措置、軽自動車税の車体課税の見直し等が主な内容でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、原則として平成31年4月1日から施行されることとなりましたので、当町税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

なお、お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

以下、美浜町税条例等の一部を改正する条例について、要約してご説明申し上げます。

1ページの第34条の7、2ページから3ページの附則第7条の4、附則第9条、附則第9条の2は、個人住民税の見直しについての規定のうち、ふるさと納税制度の見直しについての規定でございます。今回、ふるさと納税制度を見直し、寄附金税額控除の適用対象を、寄附金の募集を適正に実施している地方団体で、返礼品の返礼割合は3割以下、返礼品を地場産品とする適合指定団体に対する寄附金を特例控除対象寄附金とすることとしたものでございます。

この規定は平成31年6月1日以後の寄附金について適用します。

1ページの附則第7条の3の2は、住宅ローン控除の拡充に伴う改正でございまして、所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間において、所得税から控除し切れない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものでございます。

7ページから11ページ、13ページから17ページ、17ページ中段から19ページは、軽自動車税の車体課税の見直しについての規定でございます。

1点目として、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について、環境性能割の導入を契機に、その適用対象を電気自動車等に限定するものでございます。なお、消費税率の引き上げに配慮し、現行制度を2年間延長した上で、平成33年4月1日以後に初回新規登録等を受けた軽自動車から適用します。

2点目として、消費税率引き上げに伴う対応として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した軽自動車について、環境性能割の税率を1%分軽減するものでございます。

この規定は平成31年10月1日から施行いたします。

17ページの第24条は個人住民税の非課税の範囲についての規定で、単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加でございまして、子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が1,350千円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とするものでございます。

この規定は平成33年1月1日から施行いたします。

その他、関係法令の改正に伴う項ずれ、号ずれ等の規定の整備、語句の改正等でございます。

以上が、改正の主な概要でございます。やむなく専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。2番、高野議員。

○2番（高野正君） まことに申しわけない。ちょっとたしか今、課長が何かのひょうし

に3割以下とか言われたと思うんですけど、普通こう条例的なものは以下というものを使うんですか。以上、未満ということで使うんですけども、その辺のところをちょっと教えてください。以下というのはいかにも未満とか、それ以上で入っているから未満ということになるんですけども、以下となるとそれも入るんですから。わかるんですよ、わかるんですけども、これ表現がおかしいん違うかなと思うんですけども、どうですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

今の件なんですけれども、ふるさと納税の返礼品の割合についてだと思います。地方税法等の一部を改正する法律の中で、返礼品の割合についてですが、3割以下というふうに改正がされております。それと、返礼品を地場産品とするというところの改正がございまして、大もとの法律がそういうふうになってございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例）については、承認することに決定しました。

日程第3 報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、法改正により国民健康保険税に係る賦課限度額の引き上げ及び低所得者の負担の軽減を行うものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、4月1日から施行されることになりましたので、当町国民健康保険税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

今回の改正は、国民健康保険税の基礎賦課限度額を引き上げることにより、保険税負担の公平性の確保及び中間所得層の保険税負担の軽減を図り、また低所得者に対する軽減措置の拡充を行うものでございます。

なお、お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

以下、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、条文に沿ってご説明

申し上げます。

第2条第2項は、高所得者の基礎課税額に係る課税限度額を30千円増額するものでございます。

第23条第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき現行の275千円から280千円に改正し、第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき現行の500千円から510千円に改正して、低所得者の保険税の軽減を拡充するものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項の施行期日につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

第2項では、改正後の条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することを規定しています。

以上が、改正の概要でございますが、やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番、谷です。

まず、610千円になる人っていうのは、世帯で聞くのかな、いらっしゃるのか、またどれぐらいいらっしゃるのか。

それと、低所得者という表現がいいのかどうか、そのあたりの軽減をし、それから公平を図られたと。従前の計算方法というか、従前の規定と、この4月1日より適用された規定では、当町への、もちろん変わらないとは思いますが、国民健康保険税、税金には影響がないのかをお聞きします。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 谷議員のご質問にお答えいたします。

限度額610千円の世帯がどれぐらいあるのかということですが、今年度はまだちょっと本算定しておりませんので、平成30年度の世帯数で言いますと19世帯でございます。

それと、軽減をしたら当町の国保税への影響はどんだけあるのかという話なんですけれども、基盤安定負担金で交付されますので、その4分の1だけが町負担になるということになります。

軽減額としては、毎年毎年ずっと同じだけの軽減世帯でございます。平成28年では全て799世帯、平成29年で793世帯、平成30年では785世帯に軽減をしておりますので、軽減の世帯数、今かなり加入世帯が減ってきておりますので、世帯的にはそんなに、数的には変わらないので、ことしはこれをするによって、物すごい税金が減るということはないように感じております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、承認することに決定しました。

日程第4 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）について細部説明を申し上げます。

3月議会の補正予算におきましてお認めいただきました7件の事業について、地方自治法第213条の規定により繰り越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書の報告をするものでございます。

1件目の総務費、総務管理費につきましては、プレミアム付商品券事業でございます。繰越額は943千円で、その財源につきましては、国県支出金943千円でございます。

2件目の農林水産業費、農業費につきましては、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金でございます。繰越額は1,400千円で、その財源につきましては、国県支出金1,400千円でございます。

3件目の農林水産業費、農業費につきましては、野菜花き産地総合支援事業補助金でございます。繰越額は2,543千円で、その財源につきましては、一般財源2,543千円でございます。

4件目の農林水産業費、水産業費につきましては、日高港西川地区漁船係留施設整備事業でございます。繰越額は51,132,537円で、その財源につきましては、国県支出金42,543千円、一般財源8,589,537円でございます。

5件目の土木費、道路橋梁費につきましては、町道吉原上田井線整備事業でございます。繰越額は32,960千円で、その財源につきましては、国県支出金18,150千円、地方債8,900千円、一般財源5,910千円でございます。

6件目の土木費、河川海岸費につきましては、災害緊急がけ崩れ対策事業でございます。繰越額は450千円で、その財源につきましては、その他112千円、一般財源338千円でございます。

7件目の消防費につきましては、浜ノ瀬地区津波避難施設整備事業でございます。繰越

額は38,000千円で、その財源につきましては、地方債38,000千円でございます。

以上、7件の報告でございます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

本件については、議会の承認事項ではありませんので、これで議了します。

日程第5 議案第1号 美浜町森林環境譲与税活用基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第1号 美浜町森林環境譲与税活用基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について細部説明を申し上げます。

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定され、森林環境税と、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用を用途とする森林環境譲与税が創設されました。

この法律における森林環境税につきましては、令和6年度からの課税となっておりますが、森林環境譲与税に関しましては、令和元年度から、都道府県及び市町村に譲与されることとなります。

譲与される額に関しましては、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口で案分されることになっており、初年度では407千円を見込んでございます。

これを基金として積み立て、今後、必要に応じて、法律に定められた用途に充当していくことから、本条例を制定し、積み立て、管理、処分等に関する事項を定めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日を公布の日からとしてございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 計算方法を聞こうと思ったら、おっしゃっていただいたのであれですけれども、この法律に定められた用途というのは何ですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

森林環境譲与税の用途でございますが、市町村は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用となっております。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） それは、この煙樹ヶ浜の松林には適用されるんですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 松林につきましては、適用はされません。それと、現時点の美浜町の事業の中では該当項目はございません。一例を挙げますと、紀州材を使用した備品の購入とか、そういうふうなものが該当となります。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 5番、龍神です。

そしたら、基金へ積み立てていくばかりで、美浜町だったらそういうことになりますか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） そういうふうな事業があれば、基金のほうから取り崩しを行いまして充当することとなります。当分の間は基金のほうに積み立てすることになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 5番、龍神。

ことは407千円入りますが、今後はどのようなになるんですか。もうこの1回で終わりということになるんですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） はい、お答えいたします。

総務省からの試算によりますと、平成31年度から平成33年度までが407千円、34年度から36年度が611千円、37年度から40年度が866千円となっております。

○議長（谷重幸君） いいですか。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 8番。

この森林活用基金の設置ということなんですけれども、これのもとになっているものは環境税としてあると思うんですけれども、それについてはどのような形で納税になるか、ちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） もととなる金額についてですけれども、まず、平成31年度については、国のほうの予算で200億円から開始することとなっております。それと今後におきましては、平成36年度からなんです、森林環境税の創設というのもございます。その分につきましては、個人住民税と合わせて年間1千円徴収することとなっております。そういうことも含めまして、財源については、平成31年度につきましては、国のほうから200億円の補助の枠があると、そういったことからスタートということになります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 5番。

そしたら、うちのほうの407千円というんは、面積で出てきていると思うんです。たくさん山のあるところはたくさんおると、私そういうふうに理解したんですけども、その辺はどうかということ、うちでだったらどういう試算の出し方をしているのか、もしわかったら教えてください。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

譲与額についてですけれども、県のほうが総額の1割、市町村が総額の9割となっております。その中で9割に相当する額を私有林人工林面積で10分の5、林業就業者数で10分の2、人口で10分の3で案分しまして譲与されることとなります。

以上です。

○議長（谷重幸君） よろしいですか。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 先ほどお聞きしたもとなる森林環境税のことなんですけれども、年額1千円、1人頭ということなんですけれども、均等割であるということをお聞きしたりするんですけれども、それについてお聞かせください。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 森林環境税ですけれども、令和6年度からですけれども、今の令和5年度までは町民税の均等割に震災の復興財源として500円かかっております。その復興財源500円がなくなった時点で、次の年から森林環境税を1千円のせるということになります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） ちょっと細かいです。今、譲与税の計算の方式は教えていただきましたが、具体的に美浜町の今回のこの金額のうち、私有林分、林業就業者分、人口割分という金額が出されていたら教えていただきたいです。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

総務省のほうからなんですけれども、31年度で407千円ということで、詳細については通知のほうはございません。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町森林環境譲与税活用基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 美浜町出生祝金及び子育て応援給付金支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第2号 美浜町出生祝金及び子育て応援給付金支給条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

この条例は平成25年度から施行し、現在までの支給件数は、出生祝金で64件、子育て応援給付金では60件でございます。

条例施行から6年が経過し、出生数の分析や検証を目的に、受給者に対してアンケート調査を実施したところ、出生数は年度によって増減はあるものの減少傾向であり、第1子、第2子の出生数が影響してございます。第3子以降の出生数は横ばいではありますが、アンケート結果では、7割以上の受給者は、この制度をきっかけとして第3子以降の子どもを授かり産み育てる動機には至っていない状況でしたので、今回、出生祝金及び子育て応援給付金支給条例の改正を行うものでございます。

改正の内容は、出生祝金については令和元年6月30日をもって効力を失い、給付金については6月30日までに出生された子を養育する方に今後も支給します。

次に、附則について申し上げます。

第1項は施行期日でありまして、この条例は公布の日から施行いたします。

第2項は祝金の効力失効でありまして、この条例による改正後の祝金の支給に関する規定は、令和元年6月30日限り、その効力を失います。

第3項は経過措置でありまして、前項に規定する日までに出生した場合の祝金の申請については、なお従前の例によるものといたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番、谷です。

一般質問でもここをさせていただいたのでまたあれなんですけれども、やはりかなり気になる点でございます。画期的なそもそもの始まりがその意見言ったらあかん。今まで祝金が64件、60件ということで、多額の予算をつぎ込んでおきながら、今回このように結局はやめてしまうと。このことについて町長と少し水かけ論的になりましたが、実務担当者として、これをやってよく感想とかを述べていただいたりもしていましたが、その辺はアンケートの結果以外、いろんな意見はあったんですかというのと。

それと、この6月までの対象者、はたまた今年度に出産第3子、この条例の対象者となる対象の方がいらっしゃるのか。それと今後、7月以降になりますが、給付金のみを受給される方は何人、何年間いらっしゃるのか。お願いします。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 谷議員の質問にお答えいたします。

この条例を改正するということですが、アンケート以外に何か要因があるのかという中ですが、私がアンケートでは皆さんにもお伺いしたとおり、7割以上の方が産み育てる動機になっていない。そこへ来て逆に言いますと、8%の方しか動機に至ってなかったということもありました。それも一つの大きな要因として改正のほうの判断に至ったんですけれども、それとあと、第1子、2子のほうが出生が伸びていない、下がっているという状況もありましたので、それも一つの要因として、今回改正をお願いするものであります。

それと出生祝金、6月までですけれども、4月から6月までについては、出生祝金は1名ございました。それで6月以降、7月からですけれども、7月以降に関しまして第3子以降の出生についてですけれども、7月で1件、8月で1件、9月で1件、12月で2件、1月1件の、今わかっているだけで第3子以降は6件ございます。

それと、今後、給付金をまだ継続的に受給される方ということですが、今年度ですけれども、令和元年度に至っては25名、それと令和2年度以降、最終が令和6年になるんですけれども、その間では延べで80名に当たります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） この7月以降の6名の方、令和元年度中、7月以降に出産をご予定されている方が6名というこの方たちに対しては、何らかアクションなり、そういうことは起こされているんですか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） アクションといいますと、今のタイミングでは特にアクションは行っていないんですけれども、条例の廃止が決まりましたら広報、紙面等でまたご案内したいなと思っています。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 関連なんですけれども、令和元年、ことしの6月30日限りというようなことになりますよね。今の時点で周知されていないと、その6名の方に。この議会できょう通って、いつですか、20日ですか。たかだか10日とかそれくらいで、もうこういうふうになりましたというふうに周知すると。これ、もうちょっと周知する、乱暴な感じするんですよ。6月30日やなしに来年度からこうなりますみたいな周知の仕方やったらあれなんですけれども、その辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） やはり改正もされていないという中ではなかなかちょっと広報しにくいものもあります。それと、この間の全員協議会においてちょっとお話しさせてもらったときに、それも紙面に1回出ていますので、ある程度は皆さんご存じになっているのかなと思ひまして、その辺でご理解いただきたいと思ひます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員にお答えいたします。

そのやめるタイミングというのも、やはり話し合いもいたしました。ただ、どこでということになりましたら、タイミングということになると、やはり必ずどのタイミングでも受けられない方が今後出てくるのではないかなというのもありまして、やはり子育ての子ども医療費の関係もございましたので、どうかやはりどこかでその金額を持ってこないといけないということになりましたら、3子のこの祝金というPDCAを行った結果、これを行うということになりましたので、先ほど課長も申し上げましたが、全員協議会の場でお話しさせていただいたときも新聞紙上に出ていますし、きのうの一般質問でしたか、それも出ている中で、改めて皆さんにお認めいただいたら至急出していただくということでご話し合っているということでございます。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 町長のおっしゃるのももちろんわかります。このときに言っているから、あのときに言っているからというのはもちろんそれは理解させていただきますけれども、その支給を始めますというのだったら、きょう決まりました、あしたから支給を始めます、これはもう皆さん喜んでくれることやと思ひます。今これ、支給をやめますということになるんで、これはもうちょっと慎重に考えていただきたいなと私は希望するんですけれども、もう町民の方々、多分これ、ぼんと言ったら私と同じようなことを言う人がたくさん出てくると思うんですけれども、その辺もわかって、いやそれは全てわかっている、でも押して今、財政もあるしこれをやりたいんやと、そこまでの腹をくくってやりたいんやというふうな理解でよろしいですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員にお答えいたします。

そのタイミングのことをいろいろ考えながら、もうここで本当に碓井議員の言葉をかりましたら、腹をくくってというんですか、そこはもういたし方ないということで、それで、あと産後ケアだったり、子どもの聴覚検査であったり、後でまたお願いしますが、1人目の赤ちゃん誕生祝金だったり、そういうことへ移行していきたいという思いが強かったので、本当に碓井議員のお言葉をかりたら腹をくくってということを進めていきたいと思ひています。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 碓井議員もおっしゃいましたですけれども、ネットを見たときに、

まだこれは美浜町出生祝金及び子育て応援給付金という形で出てくるんです。だから、やっぱり報道があっても、全ての美浜町内の人にそれが徹底されているかということそうではないと思いますし、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員にお答えいたします。

やはり、この議会を通過してでの周知啓発ということになるかと思っておりますので、ネットに載っていることも、この議会が終わって早急に取り組んでいくという考えでございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。

少し前に全員協議会でご説明というか、少し説明を賜りましたけれども、そのときに聞かなかったのは次の議会に上程されるということで、ですから聞かなかったんです。まさか私は、今お聞きして6人も対象者がいるとは思ってなくて、今年度、7月以降に第3子の出産のご予定の方が6名もいらっしゃるとはとても思っていなかったもので、1名か2名なので町長も思い切った判断をされたんだなと思ったんですけれども、6名といえば1,200千円ですよ。

それと、その施策とかその辺、まさに町の専権事項なのであそこだ言うわけではないですが、当然200千円の支給があるであろうと、現状では。ところが、それが、この後、議案第3号に踏み込んで少し申しわけないですけども、通れば10千円の祝金。通常こういうのは国の税制なりいろんなどんな法案というかあれでも、激変緩和というようなそういう考え方はいつの時代にもあるんじゃないんですか。例えば税額にしる何にしる。200千円と10千円といたら激変どころの話じゃないと思うんですけど、そんなこんなも含めて、やっちゃうという表現がいいのか、そこまでして踏み込むということなんですよね。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

給付金、子育て給付金の件も中にいろいろ含めまして話し合いました。給付金もこれ、ずっと続いていくわけで、そういう中でどこかを切らなかつたら、このままずっとそのお金が必要になってくるという段階で、もうやはり給付金は今もらっている人にもらっていただいて、まだでも受けてない人、このPDCAサイクルやって、この200千円が産むきっかけになってないという結果が出たときに、その方にもうほんとうにご辛抱いただくことになるかと思うんですが、まずはもう受けていただいている方は切らないで、そのまま消滅していく形になって、出生祝金のほうをどのタイミングかでは切らないといけないので、これは本当に私が腹をくくったということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（谷重幸君） いいですか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） この一部改正条例については反対をしたいと思います。

条例に示された第1条の目的のほうでは、保護者の経済的負担の軽減を図り、少子化対策と児童福祉の増進に寄与するとあります。一方で、住民に示された案内では、あくまで出生祝金と子育ての応援ということでもあります。少子化対策というところで、全体に住民の方が、だからそのことを思い込んでこの給付金を受けるというふうに捉えられない場合は多かったのではないかと思います。

アンケートの結果の中で、少子化、これによって第3子の誕生を望むということになっていないのが7割とありましたですけれども、新しい家庭が生まれていくというふうなこともかなり影響しているのではないかなと思うんです。それと人口減の中で見たら、逆に少子化対策としてというか、ふえてはいないんだけどもどまっているという形での、僕は少子化対策で粘っているのではないかなというふうな捉えをしています。

また、アンケートの中で、続けてほしいという回答も6割ぐらいあったかと思いますけれども、そういった観点から、この制度は今ここでやめるべきではないと思います。

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町出生祝金及び子育て応援給付金支給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 美浜町赤ちゃん誕生祝金支給条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第3号 美浜町赤ちゃん誕生祝金支給条例の制定について細部説明を申し上げます。

この条例の目的は、次世代を担う子どもの誕生を祝福するとともに、子どもの健全な育成に資することを目的とし、本年7月1日以降に出生されました赤ちゃんを対象に誕生祝金を支給するものでございます。

第2条は、出生されました新生児の定義を定めておりまして、出生後14日以内に本町の住民基本台帳に登録された者と規定してございます。

第3条の支給資格では、祝金を受給できる者は、新生児の養育者であり、新生児の出生前から本町の住民基本台帳に3カ月以上登録され、現に町内に居住している者に支給することを規定してございます。

第4条では、祝金の額を新生児1人につき10千円と定めておりまして、全ての新生児を対象にした規定となっております。

第5条は支給の申請、第6条は支給決定、第7条は返還規定、第8条は支給資格の喪失に関する規定、第9条では委任規定を定めてございます。

附則といたしまして、この条例は令和元年7月1日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君）　しばらく休憩します。

再開は2時35分です。

午後二時二十二分休憩

——・——

午後二時三十五分再開

○議長（谷重幸君）　再開します。

これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君）　はい。

まず、祝い金の額。どんな理由で、これ10千円になったのか。

それと、これ重要施策のあれにも書面で出ていますが、できれば数値目標というか、この条例を制定というか施行したためにどのようにどうなってよくなったとか、そういうその数値目標はないのか。

それと、そのチェックはどのようにするのか。

とりあえず、その3点。

○議長（谷重幸君）　町長。

○町長（藪内美和子君）　谷議員にお答えいたします。

祝い金の額はというふうにということですが、通常、皆さんが子どもがお生まれになったときにお祝いに行かれるときに、大体こういう額を持っていかれる感じ。それから、おむつを買ったり、ミルクを買ったりの足しになればという思いで、この10千円という額にいたしました。というのは、全員に支給したいので、これより多い額でしたら、本当にたくさんの財政があればたくさんしてあげたら本当にいいかと思うんですけれども、限られた財政の中で、誕生を祝うということですので、通常、皆さんがお祝い持っていかれる金額ということにしております。

重要施策にも出ているということですが、今後、やはり、私が選挙期間中も、いやいや3子と言われても、私が1人産めるか2人産めるかわからんし、1人目から何か施策でないのかなと、そういうお声もたくさんいただいていたので、重要施策、皆さんに行き渡るようなこういう施策になればと思って出させていただいたと思います。

数値目標なのですが、やはり1子についてふえていってもらえたらなという、今のところは希望でございます。

チェックはどうするのかということですが、どういうチェックなのかというのを、なかなかこのチェックはどうするのかということなんですけれども、そこをもう一回、すみませんが教えていただければよろしいでしょうか。

○議長（谷重幸君）　7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君）　祝い金の額については、今のご答弁で町長ご自身の感覚という理解でいいのかと思います。

金額的に云々、先ほどの1つ前の議案でしたら、第3児で6年間で64件、年間10件ですよね。10件といたら2,000千円。この間からのこういう審議を聞いていると、どうも新生児数は50名前後ぐらいが平均ですね。これだと500千円。2,000千円と500千円。少し説明をしていただきたい。

チェックの話は、数値目標というか目標をはっきり決めないとチェックもできないと思いますので、例えば合計特殊出生率、現時点を今、町長が第1子云々ともおっしゃっていましたので、合計特殊出生率を数値に持ってくるというのも一つの手でしょうし、単純に出生者数、数自体のある増減でもあるでしょうし、その辺は個人の意見になるんで差し控えてはおきますが、10千円というのを予算云々というと比較すると、先ほど成立したこの一部を改正する条例でのところと少し整合性が合わないんじゃないかと、その辺、説明をお願いしたい。

それともう一点、私の一般質問のときにもお答えいただいたかなと思う。とにかく子どもは平等ということもおっしゃったと思うんですけども、今回もそういう平等という観点があるから第1子目ということで理解していいのかなどうか、お願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

前議案では2,000千円ぐらい減っているだろう、それから今回は500千円。その差額といたしましたら、やはり子育て支援という観点から子ども医療のほうにそれを回したいという気持ちもありました。

平等という観点ということですけども、生まれてきた子、みんな第3子にかかわらず、本当に子どもはみんなの宝だと思うのであれば1子、2子、3子、本当にみんな平等という言葉を使ってそこでいいのかなんですけども、同じようにしてあげたいという私の気持ちでございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 生まれてきた出生児は全て同じようにと、もちろんそうだと思います。ではなぜ、この8条の第1項があるんですか。生まれてきた子は皆平等なのに、この方は祝い金を支給しないんでしょう。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

第8条の第1項、出生児が死亡したときとなっておりますが、この祝い金にしましたら、出生届というのは子どもが生まれた日から14日以内に出生届をするというのがあります。出生届は来られたときにすぐ申請していただいて、すぐ現金で支給したいというそういう気持ちでやっておるんですけども、死亡したときということは、ひょっとしたら出生届ともう死亡届と一緒に持ってこられるというのがほとんどだと思うんです。ただ、出生してしばらくご健在やったら、もちろんお渡しするんですけども、出生届と死亡届と一緒に持ってこられた場合に、やはり心情的にお祝いというこの出生祝金というのは、赤ちゃ

ん誕生祝金というのを渡したら、本当に心情的に向こうの方に失礼なのかなという思いもあります。

ただ、死亡したときということですが、出生届が来てすぐでしたら、もうすぐ現金でお支払いするという事になっていきますので、なかなか死亡届けと一緒に、それはそういう予測もしとけばというお話でしょうけれども、私の経験からはなかなかそういうのがなく、まず、死産届でしたらもう出生届をしないので、名前もつけませんし、お祝い金にはならない。死亡したと、生まれて14日以内ですので、14日以内でしたらなくなるかもわかりませんが、お名前つけてから死亡されるということもありますが、いろんな観点から、やはり出生と死亡と一緒に持ってこられるというそういうことを踏んでこの死亡というのを書かせていただいているので、生まれたときに出生届で来ていただいて窓口で申請していただいたら、もうすぐに窓口で10千円をお渡しして、お帰りのときに領収書も書いていただいておりますという、そういう条例になっているということです。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） そこまでお考えになられて、今のおっしゃられたのでしたら、わざわざこの条件を入れる必要がまずあるのかというのが余計に浮き彫りになるんじゃないですか。

それとの意見を言うので、ここはあえてすみません、そういうことを破りたいと思いますが、自分の考えで相手の心情を推しはかるといのはおこがましい話だと思います。相手の心情をこちらの心情と同じというか、押しつけているのではないんですか、価値感を。やっとなお授かったお子様が不幸にしてすぐ亡くなられたと。それでもこの子を1秒でも、0.1秒、刹那の時間でもこの世に生を受けた、この子どもが生まれ、生を受けて出てきたこの価値は何だったんだと。

それが最初からの条文で死亡したときとは、失礼ながらも生まれてきたことが無価値、その新生児の方が意味がないと否定しているわけですね、この条例だと。もう払わないと書いているんですから。だから、そんなふうに祝金という性格で云々と、そこまで保護者なりご両親なりのおもんばかるのであれば、そこは申請主義なのでそういうことというふうに説明されればいい話じゃないですか。余りに。

すみません、議長。本当に一般質問みたいになりましたけれども、やはり、町の宝、国の宝、社会の宝と言いながらも、余りにちょっと判断の基準が、私もそこまで至っていないように思いますが。

そんなこんなで、要は前の条例、出生祝金及び子育て給付金の欠格事項というか、そこと全く一言一句変わらないじゃないですか。頭の条件が、祝金の支給を受けるのと祝金及び給付金の支給を受ける、ここだけじゃないですか。とても、おっしゃっていたような意味で入っている条文だと思えませんけれども。これで、本当に問題ないんですか。

議場の皆さん諸君にも問いたいですけれども、町政を運営する立場として、もう一度、答弁を求めます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

本当に先ほど谷委員がおっしゃってくれたように申請主義ですので、もう出生届をしていただいて、そのときにお支払いすると、そういうものでございますので。

ただ、後で死亡届が出てきたと。そのときに戻してくれとはなかなか言えないものだと感じておりますけれども、同時に出てきた場合です。ただ、本当にそこが私どもは危惧していたところですので。でも、なかなか本当に、私も自分が出産経験ありますけれども、そういうときに祝い金というのをもらって、心情的にお渡ししていいんだらうかとか、やはり、自分も出産経験からそういう思いはして、ここをつけさせていただいたということでございます。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 町長は、谷議員がおっしゃっていることがわかっていない。はっきり言います。出生祝金を出すという話なんです。だから、8の（1）が、わざわざここへ死亡したときと要るのかなど。その一番下に、その他町長が適当でない認めたときをわざわざ書いてあるのに、これを文言が必要なのかどうかということを行っているんです。

だからそれを町長が、ずっと残るわけですよ、わざわざこれを書かなくても、実はそうなっているんですよと言えはわかることなのに。祝金を出そうかというときに、死んだらあげませんよとわざわざ書く必要があるのかどうかということなんです。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

午後二時四十九分休憩

——・——

午後三時二十四分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第7 議案第3号 美浜町赤ちゃん誕生祝金支給条例の制定についての訂正の件を議題にします。

町長から、議案第3号 美浜町赤ちゃん誕生祝金支給条例の制定についての訂正撤回の理由の説明を求めます。町長。

○町長（藪内美和子君） 皆さん、大変貴重な時間をいただきまして申しわけございました。

ただいまご審議いただいております条例、第8条第1号を削り、同条第2号から第4号を繰り上げさせていただきたいと思っております。

○議長（谷重幸君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号 美浜町赤ちゃん誕生祝金支給条例の制定についての訂正の件を許可することに異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号 美浜町赤ちゃん誕

生祝金支給条例の制定についての訂正の件を許可することに決定しました。

これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町赤ちゃん誕生祝金支給条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 美浜町福祉医療費給付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第4号 美浜町福祉医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

今回の改正は、福祉医療費給付制度の中の子ども医療費及び心身障害児者医療費について一部を改正するものでございます。

まず、子ども医療費につきましても、町民の皆様から子ども医療費助成制度の対象をさらに拡充することについてのお声が多くあることから、受給対象年齢を現行の15歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者までに拡充し、適用除外に婚姻している者などを加えるものでございます。

この改正により、子育て世代の経済的な負担を軽減し、子どもの疾病の早期発見、治療を促進することで、子どもの健康増進を図ります。

また、近隣市町との行政サービスの格差を是正することで、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくり、子育て支援の充実につなげていきたいと考えております。

次に、障害児者医療費につきましても、県の補助金交付要綱の改正に伴い、対象者に精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者を対象に加え、県の準則に合わせ名称についても改正するものでございます。

附則として、この条例は令和元年8月1日から施行いたします。

以上、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 国保の18歳までになるということは、ペナルティーがあると思うんです。今でも15歳までだったら3年、3歳の3年間のペナルティーがあると思うんですけれども、実際、18歳までになるとどれぐらいのペナルティーの額になるか、わか

る範囲で結構なので、お願いいたします。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 龍神議員にお答えします。

国保負担金の算定時に医療費の減額が行われるペナルティーなんですけれども、試算では65千円程度、減額措置を受けることになると思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町福祉医療費給付に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 美浜町場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第5号 美浜町場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

本条例は、昨年9月議会におきまして、美浜町場外離着陸場の設置及び管理に関する条例としてお認めいただきましたが、今回の改正は、三尾場外離着陸場について、敷地内にある里道及び水路を管理上分筆登記が完了し、新たな地番が付されたため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、三尾場外離着陸場における地番図を資料として配付しております。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 美浜町場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第6号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならないとなっており、支援員の該当要件として、第10条第3項では、放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないとなっております。

今回の改正により、地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了した者も支援員として該当要件に追加されたものでございます。

また、附則第2条では、改元に伴い、平成32年3月31日を令和2年3月31日に改正するものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 基本的にこの条例、もちろん国からおりてきたやつで、何ら文句を言うところはないんですが、この条例は、指定都市の長ということは、これはまず、町長という意味合いでよろしいんでしょうか。また違いますか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） これにつきましては、政令都市ということで限定です。例えば、大阪市であったりとかそういうふうなことになります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） それ、美浜町のほうがやっぱり要るもんなんですかね。政令指定都市のこれを加えるというのは。ちょっとごめんなさい。余り内容がもう一つわからんもんで、ここに美浜町の放課後児童健全育成事業の中にこういうのは必要であるということでしょうか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） これにつきましては、まず、この支援員の方がどこでいろいろ資格を取って、その後、今であれば県知事の許可を受けた者が支援員としてその業務につけるといいう中で、政令指定都市で受けた研修者に関しても、美浜町の支援員になれると。だから、大阪から、もし仮にその支援員になろうという人がこちらへ転入してきたということになれば、その人も可能やということになります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） よくわかりました。

やっぱり、これだけ、私、たまたま一般質問をさせてもらったんですけども、ちょうどこういうのと重なって、これだけ今、学童保育というのは見直さなあかんの違うかという時期に来てるんじゃないかと。きのうの話、言うてしもたらね、一般質問にならんようにしますけれども。

うちの場合なんですけれども、いろんなパターンがあって、学童保育が。公設公営、公設民営、そら民設民営、いろいろあるんですけれども、公設民営に決められた理由、もちろん今の課長方ではないんだとは思うんですけれども、その理由を教えてくださいか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 先日の教育長の答弁にもありましたように、まず学童保育の経緯という流れの中で、保護者と支援員が一体となってそのものを立ち上げた。ただ、そのときに、施設につきましては、公設のところを使ったということです。まずは、施設であれば公設の中で、あのかのときの答弁の中では、多分、友遊クラブに限定すると、まずは中央公民館から始まって、和田小学校の空き教室を利用し、最終的には今の場所、元みはま幼稚園を使っていると。これはあくまでも公設の施設でありますので、だから公設民営というような形でスタートしておるといことです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 今の話、おかしいんと違いますか。初めに公設。とんでもない。初めはどこでやっていたかご存じですか。初めは東でやっていたんですよ、空き家を借りて。名前言ったら失礼ですけども、Fさんですね、初め。初めからやっていたのは。初め、自分ところで、自分の子どもを見やなあかんからやり出した。そしたらということで、初めから公設でやっていたわけやないんですよ。今のおかしいんと違いますか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 申しわけございません。言葉足らずで。

ただ、うちとしてお金を管理運営させたところは、そういうところからスタートということ。失礼しました。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） いや、どうも引きずってまた申しわけないんですけども、きの

うのことが納得いなくて。

きのう、いや言うてええんかどうか迷いながら今考えていたんですけども、例えば、谷議員が、住民が行って話し、住民からの話がないならもううちらも動かんよという。でも、教育長は、いや、もうこれで十分な、私はサービスしているということをおっしゃっていたんですけども、どうも自分としては納得いかない。お金の流れでもそう。

例えば、いや、僕、面倒くさいんかなと思っているんですよ、今。やるのが。例えば、公設公営にするのが、手を入れるのが面倒くさいんじゃないかなと思っっているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 決して面倒くさいとは思っていません。ただ、現在の状況が、何か問題があるのであれば考えねばならない。こんな問題、こんな問題、こんな問題。だから、その問題を解決するためにはどうすればいいか、そのためにどういう方式がいいかという、やっぱり順番があると思うんです。今のところ、そういったあたりが私どもには聞こえてこない。だから、今の状況を変える形には考えが及んでいかないという段階であるわけです。

ですから、この間も言わせてもらいましたように、今後どんな状況になっていくかわかりませんので、その段階ではあり得るかもわかりませんが、現在の状況では、そういう問題は発生していないというふうに押さえております。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 教育長、やっぱり問題あってからやったら遅いですよ。問題起こる前に何かをしていかなあかん。そのためには、ほんなら例えば支援員があんなんしてくれ、こんなんしてくれ、今、支援員、私しんどいんやというお声とかお聞きしたことないでしょう。お話しされていないから知らないですよ。こんな話も知らないですよ。

それで、この前も、きのうも聞いたけれども、あれも学校から聞いたんやと思っんですけども、子どもがうろちょろしていたという。川にはまっけても、車にはねられていても、誰の責任やっちゅう話になるわけです。問題なんか、紙一重で何ぼでもあるんですよ。子どもが雨の中、傘もささんとぶらぶら2人で出ていって帰ってけえへん、どうしようって帰ってきているんですよ。何してたんと、ちょっと遊びに行っていた、宿題とりに行っていたと。これも問題ですやん。ただひかれへんかっただけですやん。川へ落ちひんかっただけですやん。そうでしょう。

昔の学校だって、もっというたら、極端かもわからんけれども、寺子屋から始まって、和田さんの家で、和田小学校というたら和田さんの家でやって。その後、松山小学校ができて、明治に。昭和に、和田小学校、和田村で和田小学校ができて、その後、美浜町立和田小学校できて。順々踏んでいっているんでしょう。

これだって、もしかしたら、今後順々に踏んでいかなあかんかもわからん状況に置かれているじゃないですか。もちろん、なっていないから、まず国から言われてないからやって

ないんじゃないくて、危ないところだけでも改善してくださいと、システムだけ何とかしてくださいと、僕、お願いしているんですよ。私、ちょっと言いたくなかったんですけども。子どもがけがした。子どもがけがして何か起こっている、わんわん泣いている、それを放置している支援員は嫌やと言うているんです、僕。そういう支援員はだめだと言っているんですよ。それを注意してくれる人がいてなかったらあかんって言うているんですよ。何かが起こってからじゃ遅いって言うているんですよ。起こったら改善します、起こったら改善しますと、そら誰でもするでしょう、起こったら改善。起こって放置したら、もう、むちゃくちゃですよ、この町も。

私言うているのは、何回も言うているのは、そういう考える余地も持ってくださいと言うているんです。何も変わっていません、何が悪いみたいな言い方せんといってくださいと言うているんです。何かあるんやったら言うてください。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 北村議員のおっしゃられた、うろうろしていたという話ですけども、これは、教育委員会が直轄してやっても同じことだと思います。変わりはないと。子どもの動きですから。だから、そういう部分については同じだと。ただ、私どもの責任としては、現在の支援員さんに対して、こういうことでという指導はしていかなん、そういう立場にあると思います。

それから、けがの問題もおっしゃられました。これについても、今回のけがの問題については、大変不手際だったと私どもも思っています。早速、担当のほうから支援員のほうにお話しさせてもらいました。指導をさせてもらいました。今後とも間違いのないようにということで話をしております。そして、事あるごとに教育委員会のほうへは連絡をしてくださいと、そういうふうな指導もしております。これで十分じゃないかなと、私は今のところ思っております。

ただ、子どもたちの安全というふうな面、特に、行き帰りの安全という部分については、常々思っておりますが、これは、でも、ついて回るわけにはいかないわけですね。学年によって、和田小学校からその場所までの、学童の場所までの間というのは、学年によって行く時間帯が変わってきますので。また、個人によっても変わってきます。というのは、居残り学習をしていたりということもありますので。一人一人ついていくわけにはいかない。ある意味、個人個人が意識を持って歩いてもらうというあたりも指導をしていかならんというふうには思います。

ただ、その行き帰りの問題については、十分配慮するように、注意するようにという指導は常々せんなんというふうには思っております。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） いや、おっしゃるとおり、その子どもが動くそのパターンを読めと、そんなことは僕は言うていないんで。それまで、例えば、ほんだら子どもがうろちょろしていたというお話は聞いておられるんですよ。その話で、学校からも学童からも換

算したら、大体四、五十分過ぎてから言うているんです。それがあかんと僕は言うているんです。そういうのは、やっぱり指導じゃないですか、学校も、学童も。でも、そういうのというのは、そら、誰がやっても一緒やと言われたら、もうそれっきりになってしまいますけれども、やっぱり、指導員さんらは、私らはもうこれ、きのうも言うたけれども、あっぷあっぷやと言うているんです。これ以上、もう大変なんでいろんなことできやんと言うているんです。相談もようせえへんわけです。

そんな聞いたことありますか、教育長。私、しんどいわというの言われたん聞いたことありますか。ないですよ。そういうところのケアとか、そういうのを職員さん、例えば臨時職員さんお1人、入れていただくなり、臨時職員にお1人していただくなりして、僕はやっぱり、町はやっぱりきっちりやってはとこやと思うんで、かつちりしてくれてると思うんで、公設公営になればいいなと思っています。せやけれども、かつちりしないところに行かす親のはらはら感というか、いや、行かさな僕らもどうしようもないです、今の時代で、共働きで。だから、それ行かせても安全にいてられるところ、もっと今よりも。今も安全ですよ。そら、めっちゃめっちゃ不安やとは言いませんけれども、そういう安全に行かせてもらえるところにとしたら、やっぱりかつちりそれだけを見守ってくれる人。

みんなが指導員で、長がおらんのですよ。わかりますか。みんな指導員なんです。みんな教えているんです。だから、けがしても処置してくれないんです、誰も。出ていっても誰も注意してくれないんです。こっちへ来んかっても誰も言うてくれないんです。だから、1人ちゃんとかつちり、今の人もかつちりしていますよ、ちゃんとしてくれる人が欲しいとお願いしている。そのためのそういう1回だけのことでなくて、一回見直してくれませんか。足運んで、一回どんな状況を見たことないんでしょうから見てくれませんかと言うているんです。

間違いない、間違うてない、できたある、できたある、やらんでもええと言われるから、僕も、わあつと言うてまうんですよ。ちょっとほんなら考えましようかとか言うてくれたらええん違いますの。どうぞ。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 考えましようかじゃなしに、まず指導員の方々と一遍話をしてみます。実情というあたりを話をしてみます。果たして、北村議員さんがおっしゃられるような状況なのかどうかというあたり、じかに聞いてみます。じかに聞いてみます。そして、修正する部分は修正しなければなりませんし、指導すべき部分は指導しなければなりませんし、というあたりで対応していきたい、このように思っております。

ただ、今やっているシステムについては、このまま続けていきたい、私は思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 今、教育長からも答弁あったように、それと、まず担当課と

して、課長の責任という部分もあるので、指導の徹底、きっちりやっていきたいと思いません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番、谷です。

僕も、その、すみません。この学童のことに明るくなくて、今回の条例案自体は、支援員さんの窓口を広げるみたいな。要は広がって条件がよくなるというふうな理解をしているんですけども、それはそれで大丈夫なんですよ。

また、その他、ほかにこの支援員さんになれるような、ほかのもとの資格が、今回、略、略、略となっているので、お示し願えたらと思います。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） ちょっと答弁が間違っていたら、すみません。

ただ、支援員になれる資格というような中で、例えば保育士の免許を持っているとか、いろいろそういう資格要件があります。それと、そういう資格を持ってなくても、ここで2年間勤めたとか、そういうようなことで支援員になることも可能です。

それと、今回条例に上程させていただきました、そういう資格を持って研修を受けてもらうというようなことになろうかと思えます。

ほかに答弁が漏れていたら教えてください。

○議長（谷重幸君） いいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第7号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の介護保険料の軽減を強化するため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、お手元にお配りしています新旧対照表をご参照ください。

低所得者の軽減強化として、第1段階のみであった軽減対象者を第1段階から第3段階までの対象者に拡大し、第1段階の保険料を31,680円から26,400円に、第2段階の保険料を52,920円から44,040円に、第3段階の保険料を52,920円から51,120円にそれぞれ軽減するものでございます。

また、改元に伴い、平成32年度から令和2年度に改正するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、経過措置として平成30年度以前の保険料については、従前の例によるものといたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後三時五十四分散会

再開は、あす21日午前9時です。

お疲れさまでした。